

主要国の憲法改正手続



2014年8月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2014-1-a

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

主要国の憲法改正手続

小林 公夫
(憲法課長)

2014年8月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

目 次

はじめに	1
I 単一国家	2
1 日本	2
2 イタリア	8
3 韓国	10
4 スウェーデン	11
5 スペイン	12
6 フランス	16
II 連邦国家	19
1 オーストラリア	19
2 カナダ	20
3 スイス	23
4 ドイツ	27
5 米国	28
6 ロシア	30
おわりに	32
別表 主要国の憲法改正手続の概要	34

はじめに

憲法典を有する国においては、その改正について、通常法律を改正する場合よりも厳格な手続が課されているのが一般的である。このように通常法律よりも厳格な改正手続を備えた憲法を「硬性憲法 (rigid constitution)」と呼び、これに対して通常法律と同じ手続で改正される憲法を「軟性憲法 (flexible constitution)」と呼ぶ⁽¹⁾。

硬性憲法を性格付ける厳格な改正手続は、おおむね次の4つの類型に分けられる⁽²⁾。

①国会⁽³⁾における議決手続を加重するもの：加重の方法として、a) 議決要件（議案を可決するために必要とされる表決数をいう。以下同じ。）を加重するものと b) 議決の回数を複数回とするものがある。

②国民投票を実施するもの：国民投票の類型として、第1に国民投票の実施要件に着目すると、a) 憲法上定められた者（一定数の有権者や国会議員など）が実施を要求する場合に行われるもの（任意型）と b) これらの者の要求を要件とせずに行われるもの（当然型）に分けられる。当然型は、さらに、憲法改正の法的効果が生ずるために国民投票が c) 必須とされるもの（当然・必要型）と d) 特別の議決機関の議決などによって代替され得るもの（当然・選択型）に分けられる。また、国民投票の効果に着目すると、e) 国民投票で賛成が多数を占めた場合に憲法改正が成立するもの（決定型）と f) 国民投票で反対が多数を占めた場合に憲法改正が成立しないもの（拒否型）に分けられる。

③憲法会議など特別の議決機関の議決を必要とするもの

④連邦国家の場合には、連邦を構成する支邦（一般には「州」と呼ばれることが多い。）の承認を必要とするもの：承認方法として、a) 支邦の通常の立法機関による承認、b) 支邦の特別の議決機関（憲法会議など）による承認、c) 国民投票を実施する場合における一定の割合の支邦での承認などがある。

本稿では、これらの類型に該当する憲法改正手続を有する G7 諸国⁽⁴⁾及びその他の主要国（オーストラリア、韓国、スイス、スウェーデン、スペイン及びロシア）の憲法改正手続について、日本を始めとする単一国家と米国などの連邦国家に分けて概観する。配列は、諸外国との比較の視点を提供する趣旨で日本を冒頭に掲げるほかは、国名⁽⁵⁾の五十音順とする。記述は通常立法手続との違いに焦点をあてて憲法の現行規定⁽⁶⁾を中心に行い、憲法のみでは不明な

* 本稿の記述は、原則として2014年3月末時点のデータに基づく。また、注に掲げるインターネット情報は、2014年7月3日現在のものである。

(1) 硬性憲法と軟性憲法の別及びそれぞれの意義については、高見勝利「硬性憲法と憲法改正の本質」『レファレンス』650号、2005.3、pp.9-12。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999904_po_065001.pdf?contentNo=1> 等参照。

(2) 高見勝利・国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任が、2003（平成15）年4月3日の衆議院憲法調査会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会において参考人として意見陳述を行うに際して配付した資料（国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会課憲法室「憲法改正手続の類型」（平成15年3月26日）（『硬性憲法としての改正手続に関する基礎的資料：最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会（平成15年4月3日の参考資料）』（衆憲資第24号）衆議院憲法調査会事務局、2003.4、pp.33-39。<[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi024.pdf/\\$File/shukenshi024.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi024.pdf/$File/shukenshi024.pdf)>）を基に、表現等を一部改めた。

(3) 本稿においては、固有名詞として用いる場合を除き、国レベルの立法機関の呼称は「国会」で統一する。

(4) 「憲法」と名付けられた法典がなく、国会制定法、判例法、憲法習律等によって憲法が構成されている英国を除く。

(5) 見出しで用いた国名は、外務省ウェブサイトの「各国・地域情勢」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>> の「地域別インデックス」に掲げられているものによる。

点については下位の法令等にも言及する。以下において単に条名等を示して引用する規定は、各国の現行憲法のものである。

なお、文中で言及する人物の所属、肩書等はいずれも当時のものであり、引用文等における〔 〕は筆者において記述を補ったことを、「…」は一部省略したことを示す⁽⁷⁾。

I 単一国家

1 日本

日本国憲法（1946（昭和21）年制定）第96条に規定する憲法改正の手續は、①国会による憲法改正の発議及び国民への提案、②国会が国民に提案する憲法改正案の国民投票による承認並びに③天皇による公布から成り、①国会における議決要件の加重、②当然・必要・決定型の国民投票を特徴とする。

(1) 国会による憲法改正の発議及び国民への提案

国会が憲法の改正を発議して国民に提案するには、衆議院及び参議院各議院の総議員の3分の2以上の賛成が必要とされ（第96条第1項）、通常の法律よりも議決要件が加重されている⁽⁸⁾。また、通常の法律の場合とは異なり、衆議院の優越⁽⁹⁾は認められていない。なお、両議院の議決結果が異なる場合には、国会法（昭和22年法律第79号）第86条の2により、意見の一致を図るための両院協議会を開催することができる。

各議院の表決数における「総議員」の意味については、①法律で定められた各議院の定員数（法定議員数）を指すとする見解と②法定議員数から欠員数を除いたもの（現在議員数）を指すとする見解がある。この点は、憲法改正手續の詳細を定める日本国憲法の改正手續に関する法律（平成19年法律第51号。以下「憲法改正手續法」という。）を制定する際にも論じられ、法令上明文化されるには至らなかったものの、その成立過程において示された立法者意思は①であったと考えられる⁽¹⁰⁾。

各議院における議決の対象となる憲法改正原案⁽¹¹⁾の提出権者については、憲法上明らかにされていない⁽¹²⁾。国会議員が憲法改正原案の提出権を有することについての異論は見当たらないが、これを内閣が有するか否かについては、見解が分かれている⁽¹³⁾。憲法改正手續法は、内閣の憲法改正原案提出手續に関する規定を置いていないが、その趣旨は、この問題について憲法改正手續法の制定時に決着することはせず、「将来、内閣による提出が立法政策上必要であり、かつ、それが憲法上も許容されるものと判断される場合に、その旨の法整備をすれば足

(6) 本稿で取り上げる諸外国の憲法の和訳については、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集（第4版）』有信堂高文社、2009（スイスを除く各国を収録）；高橋和之編『新版世界憲法集（第2版）』（岩波文庫）岩波書店、2012（イタリアを除くG7諸国並びに韓国、スイス及びロシアを収録）；初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集（第3版）』三省堂、2014（G7諸国並びに韓国、スイス及びロシアを収録）のほか、カナダ、スイス及びスウェーデンについては、各国の解説の脚注に掲げた国立国会図書館調査及び立法考査局刊行の『各国憲法集』を参照されたい。ただし、本稿ではこれらの訳を直接使用しているわけではないので、訳語等が異なる場合がある。

(7) その他、日本の法令、会議録等の引用に当たっては、漢字の旧字体を通用字体に、片仮名を平仮名に改めた。

(8) 通常の法律案の議決要件は、出席議員の過半数である（第56条第2項）。なお、各議院において議事を開き議決するための定足数は、総議員の3分の1である（同条第1項）。

(9) 通常の法律案は、衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした場合に衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再可決することによって成立させることができ、衆議院の優越が認められている（第59条第2項）。

りると考えた」と説明されている⁽¹⁴⁾。なお、国会議員が憲法改正原案を提出する場合の要件は、国会法第 68 条の 2 により、衆議院にあっては 100 人以上、参議院にあっては 50 人以上の議員の賛成を要することとされており、通常の場合における賛成者の員数要件よりも加重されている⁽¹⁵⁾。

(2) 国民投票による憲法改正案の承認

憲法改正が成立するためには、国会が発議し国民に提案した憲法改正案について国民投票による承認が必要である。第 96 条第 1 項は「この憲法の改正は、…国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、…国民投票…において、その過半数の賛成を必要とする。」と規定しており、承認の要件である「その過半数」の算定の基礎となる数については、①有権者総数、②投票総数（①から棄権者数を除いたもの）、③有効投票総数（②から無効票数を除いたもの）の対立がある⁽¹⁶⁾が、憲法改正手続法は、③を採用した⁽¹⁷⁾。

(3) 天皇による公布

憲法改正について国民の承認が得られた場合には、天皇は、「国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する」（第 96 条第 2 項）。憲法改正の公布は、天皇の国事行為の一つである（第 7 条第 1 号）。憲法改正手続法第 98 条第 2 項及び第 126 条第 2 項によれば、内閣総理大臣は、総務大臣を通じて中央選挙管理会から国民投票の結果について通知を

(10) 憲法改正手続法は、第 164 回国会に与党（自由民主党及び公明党）が提出した日本国憲法の改正手続に関する法律案（衆法第 30 号。以下「与党案」という。）と民主党が提出した日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（衆法第 31 号。以下「民主党案」という。）の両案が与党の提案に基づき衆議院で併合修正され、参議院で衆議院送付案が可決されて成立した（ただし、民主党は反対した）ものであるところ、以下に掲げるように、その成立過程で示された各種の見解がいずれも第 96 条の「総議員」とは法定議員数を指すものとしているのに対し、これらに反対する見解が見当たらないことが、その根拠である。

①与党案及び民主党案の立案過程において作成された文書の中で、憲法改正原案の議決には各議院の法定議員数の 3 分の 2 以上の賛成を要する旨が明記されていること（与党案に関し、自由民主党「日本国憲法の改正手続に関する法律案（仮称）・骨子素案」『政策特報』1257 号、2006.5.15、pp.10-17；民主党案に関し、「憲法改正国民投票法制大綱」『ニュース』2005.10.27。民主党ウェブサイト <<http://archive.dpj.or.jp/news/?num=594>> 参照）。

②与党案及び民主党案について解説した資料において、「〔総議員〕＝法定議員数」で与党案と民主党案に相違はないこととされていること（『日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外 5 名提出、第 164 回国会衆法第 30 号）・日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（枝野幸男君外 3 名提出、第 164 回国会衆法第 31 号）に関する参考資料（未定稿）』（衆憲資第 72 号）衆議院憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局、2006.10、p.2。<[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/toku/shukenshi072.pdf/\\$File/shukenshi072.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/toku/shukenshi072.pdf/$File/shukenshi072.pdf)> 参照）。

③衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理として参議院において衆議院送付案の説明に当たった保岡興治衆議院議員が「一番根幹にある憲法改正の要件の大きなところは、両院の総議員の三分の二、これは法定数を意味する、全員の三分の二が必要だと。こういうところなど、加重要件というか、憲法改正を重くして硬性憲法たらしめるゆえんは憲法に明確にされているという認識でございま…す。」と述べていること（第 166 回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第 3 号 平成 19 年 4 月 18 日 p.9）。

ちなみに、定足数を計算するに当たっての「総議員」（前掲注(8)参照）については、法定議員数を指すものとする先例が両議院において確立している（『衆議院先例集（平成 15 年版）』衆議院事務局、[2003]、pp.268-269；『参議院先例録（平成 25 年版）』参議院事務局、2013、p.272 参照）。

(11) 憲法改正手続法第 14 条第 1 項第 1 号及び憲法改正手続法による改正後の国会法第 68 条の 2 等では、国会が国民に提案して国民投票に付される案を「憲法改正案」と呼び、国会の議決の対象となる案を「憲法改正原案」と呼んで両者を区別しているが、本稿では、我が国を除き、「憲法改正案」で用語を統一する。

(12) ちなみに、大日本帝国憲法（1889（明治 22）年制定）では、「将来此の憲法の条項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝国議会の議に付すべし」（第 73 条第 1 項）として、憲法改正案の提出が天皇の大権事項に属することが明記されていた。

受けることとされ、その結果が憲法改正の承認要件を満たす場合には、直ちに当該憲法改正の公布のための手続をとらなければならないこととされている。具体的には、憲法改正の公布に関する内閣の助言と承認についての閣議決定等が行われることになると考えられる。

(13) 学説は、肯定説と否定説に分かれるが、後者は更に内閣の法律案提出権も否定する説と法律案提出権は肯定するが憲法改正原案提出権は否定する説とに分けられる。

肯定説の主要な論拠としては、①内閣総理大臣が内閣を代表して国会に議案を提出する旨を定める第72条の「議案」に憲法改正原案も含まれること（佐藤功『憲法（下）（新版）』（ポケット註釈全書）有斐閣、1984、p.1259等）、②施行の任務を担う内閣が発案することが立法技術的に望ましい場合が多いこと（宮澤俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』日本評論社、1978、pp.792-793等）、③憲法改正の重要性に鑑みると、憲法調査会のような組織を内閣の下に置くことを可能とさせ、それによって十分な検討と多くの意見を反映させた改正案を作成させる方法をとることが適切であること（伊藤正己『憲法（第3版）』（法律学講座双書）弘文堂、1995、pp.653-654等）、④内閣に提出権を認めたからといって、国会による発議及び国民投票の場面において国会及び国民の自主性は損なわれないこと（清宮四郎『憲法1（第3版）』（法律学全集 3）有斐閣、1979、p.398等）などが挙げられる。

内閣に法律案提出権も憲法改正原案提出権も認めない説の主要な論拠としては、法律案又は憲法改正原案の提出は行政作用とはいえず、立法作用又は国会による憲法改正の発議の作用に含まれることからすれば、内閣がそれをなし得るためには明示的な根拠規定が必要であるにもかかわらず、そのような規定がない（第72条は内閣の権限を定める規定ではないから、同条をもって提出権の根拠とすることはできない）こと（杉原泰雄『憲法2 統治の機構』（有斐閣法学叢書 7）有斐閣、1989、pp.218-221、228-230等）などが挙げられる。

内閣の法律案提出権は肯定するが憲法改正原案提出権を否定する説は、つまるところ、法律案提出権を肯定する論拠（それ自体様々なことが言われている。）が憲法改正原案の提出については妥当しないとするものであり、法律の制定と憲法改正との質的な相違を重視する見解といえる。その主要な論拠としては、① a)「この憲法の改正は、…国会が、これを発議し」という規定の趣旨は、憲法改正の発議が始めから政府から独立して国会の内部だけの手続によってなされなければならないことを含意するものと解されるから（法学協会編『註解日本国憲法（下）』有斐閣、1954、p.1443等）、あるいは、b) 憲法改正は国民の憲法制定権力の作用であるから、国民による最終決定の対象となる憲法改正案の決定（憲法改正の発議）を国民の代表機関である国会が行うのは当然であるとの理を貫けば（芦部信喜『憲法学1 憲法総論』有斐閣、1992、p.71等）、発議の手続の一部をなすとも考えられる憲法改正原案の提出権は国会議員のみに属すると解するのが妥当であること、②憲法改正についての内閣の権限に関する明文の憲法規定を欠く中、厳格な改正手続を定め国民自らに最終決定を委ねた第96条の解釈として憲法改正原案提出権を国会議員に留保していると解することに十分な理由があること（樋口陽一『憲法1』（現代法律学全集 2）青林書院、1998、p.377等）、③内閣に属する行政権は日本国憲法で授けられた範囲内で行使されるものであり憲法改正原案の提出はその範囲外と解されること（渋谷秀樹『憲法（第2版）』有斐閣、2013、p.616等）などが挙げられる。

学説の対立を要請・許容・禁止の枠組みでとらえると、内閣の憲法改正原案提出権は憲法上の要請であり法律がなくとも提出できるという説（要請説）は存在せず、法改正によって内閣の提出権を認めたらその規定は違憲無効というところまで徹底した学説（禁止説）も少ないのではないかとし、結局のところ、立法政策の問題ととらえる学説（許容説）が多数と思われるとの分析もある（芹沢齊ほか編『新基本法コンメンタール 憲法』（別冊法学セミナー No.210）日本評論社、2011、p.502（工藤達朗執筆））。

この問題について、政府は、①内閣の憲法改正原案提出権を否定する憲法上の明文の規定がないこと、②第72条が内閣に対して議案を国会に提出する権能を認めていることを理由として、内閣は憲法改正原案提出権を有するとの立場をとっており、法律でこれを否定することはできないとの考えを示している（第166回国会参議院予算委員会会議録第6号 平成19年3月8日 pp.31-32（塩崎恭久・内閣官房長官及び山本庸幸・内閣法制局第一部長の答弁）等参照）が、仮にそのような法律が制定された場合には、内閣は法律を誠実に執行する義務を負うことから、当該規定を尊重して対処することになるとの見解も示している（第151回国会参議院憲法調査会会議録第9号 平成13年6月6日 p.12（阪田雅裕・内閣法制局第一部長答弁）参照）。なお、内閣法（昭和22年法律第5号）第5条は、内閣総理大臣が国会に提出する議案の例示として内閣提出の法律案と予算のみを挙げ憲法改正原案を明記していないが、その理由については、「憲法改正ということはまことに異例なことで、めつたにあることでもございませぬ。従いましてここにはつきり書くことがいかどうかというようなこともございまして、内閣法制定の際にその他の議案ということに含めて考えておつたわけでございませぬ。」「内閣法制定の当時は、まだアメリカの占領下にございまして、そういうときの情勢ということも、一つの配慮の中にあつた」などと説明している（第24回国会衆議院内閣委員会会議録第22号 昭和31年3月13日 pp.5-6（林修三・法制局長官答弁））。

(14) 橋幸信・高森雅樹「法令解説 憲法改正国民投票法の制定—国民投票の実施手続及び国会による憲法改正の発議手続を整備 日本国憲法の改正手続に関する法律—」『時の法令』1799号、2007.12.15、pp.13-14 参照。

(15) 国政における最重要議案であることに鑑みたと説明されている（同上、p.13）。国会議員が法律案を提出する場合の賛成者の員数要件は、衆議院にあっては20人（予算を伴う法律案については50人）以上、参議院にあっては10人（予算を伴う法律案については20人）以上とされている（国会法第56条第1項）。

(i) 「この憲法と一体を成すものとして」の意味

第96条第2項の「この憲法と一体を成すものとして」という文言は、アメリカ合衆国憲法の憲法改正規定（第5条）中の「この憲法の一部として（as Part of this Constitution）」に由来するものと指摘されている⁽¹⁸⁾。一般に、法令を一部改正する場合の方式には「増補方式」と「溶け込み方式」がある。前者は、既存の法令を改正する法令自体が独立した完全な内容を持ち、その改正内容が既存の法令に追加されてゆく方式をいい、後者は、既存の法令を改正する法令は1つの独立の法令ではあるものの、その内容は既存の法令の条文をどのように改正するかを規定するものであって、当該一部改正法令が施行されると、その改正部分は改正の対象となった元の法令に溶け込み、一部改正法令は附則を除き中身がなくなる（形としては元の法令のみが残る）方式をいう⁽¹⁹⁾。我が国では伝統的に溶け込み方式がとられている⁽²⁰⁾が、増補方式を採用している国もあり、アメリカ合衆国憲法の改正方式がその典型例として挙げられる（後述Ⅱ5参照）⁽²¹⁾。以上から、「この憲法と一体を成すものとして」という文言が同憲法流の増補方式⁽²²⁾を予定しているのではないかということが論じられることがあるが、日本国憲法の改正方式として増補方式を義務付ける趣旨ではないとの解釈が多数である⁽²³⁾。

(16) 学説は、①は文言上無理があることから支持者は少なく、③が多数説とされる（芹沢ほか編 前掲注(13), pp.502-503（工藤達朗執筆）参照）。②と③のいずれを採用するかは、書き損じその他の理由による無効票を全て反対票に数えるの不合理と見るか、憲法改正の重要性に鑑み積極的ないし有効に賛成の意思表示をしたもののみを重視するかの違いと指摘されている（樋口陽一ほか『憲法4』（注解法律学全集 4）青林書院, 2004, p.316（佐藤幸治執筆）参照）。これに対して、①を採用する説は、憲法改正国民投票が主権の究極的行使であることに鑑み、「その過半数」の「その」を「国民投票の」ではなく、「国民の」と解するのが合理的とする（渋谷 前掲注(13), p.37 参照）。

(17) 憲法改正手続法第126条第1項は、国民投票において憲法改正案に対する賛成の投票数が「投票総数」の2分の1を超えた場合に国民の承認があったものとする旨を定める。この「投票総数」の意味については、憲法改正手続法第98条第2項において「憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数を合計した数」、すなわち有効投票総数をいうものと定義されている。なお、有効投票総数を「投票総数」と表現した理由については、①あらかじめ印刷された「賛成」・「反対」のいずれかの文字を丸で囲むという極めて平易な方式が採用されていること、②これらの文字を抹消した投票も有効とするなど、できる限り無効票を少なくする工夫がされていることなどから、国政選挙の場合以上に有効投票総数は投票総数に近づくものと考えられたからと説明されている（橘・高森 前掲注(14), pp.31-32）。

(18) 法学協会編 前掲注(13), p.1451 等参照。

(19) 長谷川彰一『法令解釈の基礎（改訂版）』ぎょうせい, 2008, pp.72-74 等参照。

(20) 同上参照。林修三『法令作成の常識（第2版）』（セミナー叢書）日本評論社, 1975, p.76によれば、我が国で増補方式による法令改正が行われた例としては、大日本帝国憲法下における皇室典範についてのものがある程度とされる。この皇室典範は、現行の皇室典範（昭和22年法律第3号）ではなく、1889（明治22）年に大日本帝国憲法と同時に勅定され1947（昭和22）年5月2日に廃止された法典（以下「旧皇室典範」という。）のことである。旧皇室典範は、大日本帝国憲法下において憲法と並ぶ最高の国法形式とされ、両者の間に上下の効力関係はなかったとされる（佐藤功『日本国憲法概説（全訂第5版）』学陽書房, 1996, pp.548-549 等参照）。旧皇室典範は、1907（明治40）年と1918（大正7）年に改正されたが、これらはいずれも「皇室典範増補」という題名の下に公布された。ちなみに、旧皇室典範第62条は、「将来此の典範の条項を改正し又は増補すべきの必要あるに当ては…」と定め、規定の改正と追加を区別しており、1946（昭和21）年に行われた1907年皇室典範増補の第1条の改正は溶け込み方式によっている。

(21) 改正された旧規定と改正後の新規定が併存することになるため改正の経緯はよく分かるものの現在有効な規定がどれかは規定を見比べなければ分からない増補方式に対して、溶け込み方式の場合は、一部改正法令の実質的な内容、改正の経緯等は理解しやすいとはいえないものの、現在有効な法令の姿を容易に理解できるとされる（長谷川 前掲注(19), p.73 参照）が、現在有効な法令の全体像を知るためには、一部改正法令の内容を改正対象となった既存の法令に反映させる編集作業が不可欠である。この点、諸外国の憲法の中には、改正後の憲法の全文を公布する旨を定める例がある（ポルトガル共和国憲法第287条第2項、オランダ王国憲法第141条など。前者は、新しい正文による憲法を憲法改正法律とともに公布する旨を規定しており、憲法改正の都度最新の全文が公布されている。両憲法の和訳として、『各国憲法集8ポルトガル憲法』（調査資料2013-2基本情報シリーズ15）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2014. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8426723_po_201302.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>; 『各国憲法集7オランダ憲法』（調査資料2012-3-c基本情報シリーズ13）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8186538_po_201203c.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 参照）。

(ii) 公布の形式、方法等に関する問題

大日本帝国憲法の下では、憲法を始めとする法令の公布の形式、方法等を定める公式令（明治40年勅令第6号）が存在したが、同令は日本国憲法の施行（1947（昭和22）年5月3日）と同時に廃止され⁽²⁴⁾、これに代わる法令が制定されることなく⁽²⁵⁾、今日に至っている。通常の法律の公布については、「公式令廃止後の公文の方式等に関する件」（昭和22年5月1日次官会議了解）⁽²⁶⁾に基づき、天皇の親署の後御璽を押し、内閣総理大臣が年月日を記入して署名する⁽²⁷⁾公布書を付して従前どおり官報に登載することによって行われている。

法令の公布を官報登載によって行う取扱いについては最高裁判所も是認しており⁽²⁸⁾、憲法改正の公布も官報登載によることが想定されているものと考えられる⁽²⁹⁾。一方、憲法改正の公布の形式等については、よるべき先例も皆無に等しい⁽³⁰⁾ことから、詳細は不明であり、例

(22) アメリカ合衆国憲法の増補方式による改正規定は、「第〇修正」という形で制定時の規定の後に順次追加されているが、同憲法はこれらの修正条項を含めて1つの憲法典を構成している。これに対し、我が国における増補方式による法令改正の例とされる2種類の「皇室典範増補」（前掲注20参照）は、旧皇室典範とは独立した法典として扱われており（このことは、旧皇室典範の廃止について「明治二十二年裁定の皇室典範並に明治四十年及大正七年裁定の皇室典範増補は昭和二十二年五月二日限り之を廃止す」と規定されたことから明らかといえる。）、清宮 前掲注13, p.406は、「アメリカ式の増補ともやや異なる方式」と評している。

(23) 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第5版）』岩波書店, 2011, p.385; 宮澤 前掲注13, p.796等参照。樋口ほか 前掲注16, p.318（佐藤幸治執筆）は、増補方式を排除するものではないとしており、「憲法改正の体裁のいかん—全面改正・一部改正または増補—は、この点〔当該文言は、憲法改正が日本国憲法と同じ形式的効力を有する国法形式であるとして、という程度の意味であるということ〕に関係がない。」と説く宮澤 同も同様の趣旨と思われる。帝国憲法改正案（日本国憲法案）について審議した第90回帝国議会においても、本条は改正方式について明確に規定しておらず、いずれの方式をとってもよいという趣旨の答弁を金森徳次郎国務大臣（憲法担当）が行っている（第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会議事速記録第21号 昭和21年9月25日 p.33）。これらに対して、より積極的に、増補方式が望ましいとする見解（例えば、佐藤幸治『日本国憲法論』（法学叢書 7）成文堂, 2011, p.38は、「日本国憲法をわれわれの生きる基本的な規範的生活空間として捉え続けようとするとき、変更関係を一覽的に明らかにしておくことは意味があり、増補形式が最もふさわしいと解される。」と説く。）あるいは増補方式をとるべきではないとする見解（例えば、佐藤功 前掲注20, p.586は、「この憲法と一体をなすものとして」とは、…改正された部分の規定と矛盾する憲法の従来の規定がそのままに残され、それを変更する新たな規定が別箇に追加されるという形式によるのではないことを意味する。」とし、仮に第9条を改正して自衛のための軍隊を設けることとする場合、同条をそのままに残して憲法増補として条項を追加する形式はとらず、同条の規定そのものを変更する形式がとられるべきであると説く。）も存在する。なお、清宮 同前は、皇室典範増補のように別の法典による増補（前掲注22参照）であっても、日本国憲法と「一体を成す」ものとみなしてもよからうとするが、樋口ほか 同は、第96条の規定の趣旨から逸脱するのではないかと疑義を呈している。

(24) 内閣官制の廃止等に関する政令（昭和22年政令第4号）第1条による。

(25) 当時の日本政府は、公式令に代わる法律又は政令（公文方式法又は公文方式令）の制定を試みたものの、連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の同意を得ることができず、実現しなかったとされる。その経緯等については、佐藤達夫「公文方式法案の中絶」『レファレンス』72号, 1957.1, pp.2-12 参照。

(26) 同上, p.10; 内閣官房編『内閣制度九十年資料集』大蔵省印刷局, 1975, p.693 参照。

(27) 内閣総理大臣の署名（副署）の意味は、天皇の法律公布という国事行為に対する内閣の助言と承認を示すものとされる（法制執務研究会編『ワークブック法制執務（新訂版）』ぎょうせい, 2007, p.17 参照）。

(28) 1957（昭和32）年12月28日最高裁判所大法廷判決（刑集11巻14号, p.3461）は、「公式令の廃止後は、法令公布の方法については、一般的な法令の規定を欠くに至つたのであつて、実際の取扱として…公式令廃止後も、法令の公布を官報をもつてする従前の方法が行われて来たこと…をもつて直ちに、公式令廃止後も法令の公布は官報によるとの不文律が存在しているとまでは云）えず、「今日においては法令の公布が、官報による以外の方法でなされることを絶対に認め得ない」とまで云うことはできないであろうが、「特に国家がこれ [= 官報] に代わる他の適当な方法をもつて法令の公布を行うものであることが明らかでない限りは、法令の公布は従前通り、官報をもつてせられるものと解するのが相当である」と判示した。

(29) 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）第1条は、官報に掲載するものの筆頭に「憲法改正」を掲げている。

(30) 大日本帝国憲法は、「不磨の大典」（憲法発布勅語）などとされていたこともあってか、一部改正を経験することなく全部改正されて日本国憲法となった。大日本帝国憲法の施行後において我が国の最高法規が一部改正された例としては、同憲法と同一の形式的効力を有していた旧皇室典範の改正（前掲注20参照）が挙げられるのみである。

えば次のような疑問が挙げられる。

①憲法改正の公布に当たって付されることになると考えられる公布文の文面はどのようなものとなるか：第96条第2項は天皇が「国民の名で」憲法改正を公布する旨を定めているのに対し、第7条第1号は天皇が「国民のために」行う国事行為の一つとして憲法改正、法律、政令及び条約を公布することを掲げていることから、両者の異同が論じられており、この点をどう解するかは公布文の文面にも影響し得ると考えられる⁽³¹⁾。

②通常の法律にあっては公布に際して暦年ごとに更新される法律番号が付されているところ、憲法改正の公布に際してこのような番号が付されるのか⁽³²⁾：法律に法律番号を付する趣旨は、題名だけで法律を表示すると、別個の法律であるにもかかわらず題名が同一であることも少なくないことから混同を生じやすいためとされ、題名と法律番号の両者を併せ示すことで、当該法律が特定され、その理解と検索が容易になると説かれている⁽³³⁾。国会法第68条の3は、国会議員が憲法改正原案を発議するに当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする旨（いわゆる「個別発議」）を定めていることから、同一の投票期日に複数の憲法改正案について国民投票が行われる事態⁽³⁴⁾、ひいては複数の憲法改正が同日に公布される事態が想定され得る。これまでのところ、憲法改正原案の形式による憲法改正の提言としてa) 第96条に規定する国会の発議要件を緩和するためのもの⁽³⁵⁾、b) 国会を2院制から1院制に改めるためのもの⁽³⁶⁾などが明らかにされているところ、これらの題名はいずれも単に「日本国憲法改正原案」とされていることからすれば、国民投票に付される際には「日本国憲法改正案」と、公布される際には「日本国憲法改正」と題されることも予想される⁽³⁷⁾。この場合、公布日によって区別することは不可能であるから、何らかの特定方法が必要になると考えられる⁽³⁸⁾。

(31) 第96条の「国民の名で」とは、「国民に代わって」といった意味である第7条の「国民のために」とは趣旨を異にし、憲法改正権者である国民の意思による改正であることを端的に示す意味をもつので、公布文においても「国民の名で」という文言を明記することが要求されていると解する見解として、清宮 前掲注(13), p.405; 伊藤 前掲注(13), p.655; 法学協会編『註解日本国憲法(上)』有斐閣, 1953, p.167 及び法学協会編 前掲注(13), p.1450 等参照。第96条の「国民の名で」とは、第7条の「国民のために」と同じく「国民に代わって」というほどの意味であるが、第96条で特に「国民の名で」とある以上、公布文に当該文言を入れるのが適当とする見解として、宮澤 前掲注(13), pp.104, 796 等参照。両者の言葉の意味は同じとしつつ、特に使い分けられていることから、憲法改正の公布に当たっては改正が国民によってなされたものである趣旨を明らかにすることが要求されていると解する見解として、佐藤功『憲法(上)(新版)』(ポケット註釈全書)有斐閣, 1983, p.75 及び佐藤功 前掲注(13), p.1262 等参照。なお、現在、一般の法律の公布文は「(法律の題名)をここに公布する。」となっており、「国民のために」といった文言は付されていない。ちなみに、公式令に代わる法令案においては、①「日本国憲法の改正の公布は、公布書を附してこれをするを必要とする。」、②「前項の公布書には、その改正が日本国憲法と一体を成すものである旨及び国民の名でその公布をする旨を記載し、親署の後御璽をおし、内閣総理大臣が年月日を記入して署名することを必要とする。」という規定を設けることが予定されていた(佐藤達夫 前掲注(25), p.3 参照)。

(32) 公式令あるいは同令によって廃止された公公式(明治19年勅令第1号)には、法令の公布に際して法令番号を付することは明記されておらず、法的根拠は曖昧なように思われる。公公式によって廃止された明治6年12月28日太政官第432号達で「来明治七年一月より達書布告を区別し各自に番号を附し候条此旨相違候事」と定められていたのが、慣行として引き継がれたものであろうか。

(33) 法制執務研究会編 前掲注(27), pp.24-25 参照。

(34) 橘・高森 前掲注(14), p.23 参照。

(35) 超党派の国会議員から成る「憲法96条改正を目指す議員連盟」(2011(平成23)年6月7日設立)が提案しているもの。古屋圭司衆議院議員オフィシャルブログ <<http://www.furuya-keiji.jp/blog/wp-content/uploads/2011/01/日本国憲法改正原案1.pdf>>

(36) 超党派の国会議員から成る「超党派衆参対等統一院制国会実現議員連盟」(2010(平成22)年5月7日設立総会)が提案しているもので、2012(平成24)年4月27日に衆議院議長に提出された(衛藤征士郎「一院制国会が日本を再生する!」悠雲舎, 2012, pp.169-188 参照)。ただし、同案は、いわゆる機関承認(会派所属議員が議案の提出者・賛成者になろうとするときは、その所属会派の党議を経た旨の国対委員長などの所定の役員の承認印を必要とする先例)の要件を満たしていないことを理由として、受理されなかったとされる(第183回国会衆議院憲法審査会議録第8号 平成25年5月9日 p.12(衛藤征士郎衆議院議員発言); 白井誠『国会法』(法律学講座)信山社, 2013, p.140 参照)。

2 イタリア

イタリア共和国憲法（1947年制定）第138条は、憲法改正法律（*leggi di revisione della Costituzione*）及びその他の憲法的法律（*leggi costituzionali*）の制定手続について定めている。

「憲法改正法律」とその他の「憲法的法律」の間に本質的な違いはないとされ、憲法改正も憲法的法律の形式によって行われている⁽³⁹⁾。憲法的法律は、憲法と同等の効力をもつ法律で、憲法典やその他の憲法的法律の改廃を行うことができるほか、憲法典の特例等を設けることもできる。⁽⁴⁰⁾

イタリアの憲法改正手続は、①国会における議決手続が議決要件と議決回数の方の面で加重されていること、②任意・決定型の国民投票を特徴とする。

(1) 国会における議決手続

憲法の改正（憲法的法律の制定）には、国会において3か月以上の期間を挟んで行われる連続する2回の審議で上院（共和国元老院）及び下院（代議院）の各議院⁽⁴¹⁾の可決が必要であり、2回目の表決に際しては、各議院の議員の絶対多数⁽⁴²⁾が要求される（第138条第1項）。すなわち、通常法律よりも議決回数及び議決要件が加重されている⁽⁴³⁾。2回の審議を必要とする趣旨は、扇動や一時的な勢いで憲法改正が行われることを避けることにあるとされる⁽⁴⁴⁾。

なお、法律の発案権者として、①政府、②両議院の各議員、③憲法的法律で定める機関・団

37) この点に関連して、日本国憲法を改正する国法形式について確認しておきたい。帝国憲法改正案（日本国憲法案）に関する審議において金森徳次郎国務大臣（憲法担当）は「極く正確に申しますと、矢張り元の憲法、是を改正する憲法と云ふものは、基本の形に於ては二つあるが、もう一遍改正があれば三つある、斯う云ふことにならうと思ひます」と答弁し（第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会議事速記録第21号 昭和21年9月25日 p.32）、今日においても我が国の国法形式・体系を説明する際に「憲法改正」を明記しない文献も見られないではないが、日本国憲法を改正する国法形式は「憲法改正」だとする見解が通説と見てよいように思われる（第7条第1号で列記された「憲法改正」、「法律」、「政令」及び「条約」がそのような名称を有する国法形式である旨を説く見解として、樋口ほか 前掲注16, p.100（樋口陽一執筆）；芦部信喜監修、野中俊彦ほか編『注釈憲法1』有斐閣、2000, p.274（芹沢齊執筆）等、憲法の定める成文法の諸形式又は国法形式の一つとして「憲法改正」を明確に位置付けるものとして、宮澤 前掲注13, pp.108, 796；清宮 前掲注13, p.383；小林直樹『憲法講義（下）（新版）』東京大学出版会、1981, pp.504-506；小嶋和司『憲法概説』良書普及会、1987, pp.92-93；伊藤 前掲注13, p.651；佐藤功 前掲注20, p.584；野中俊彦ほか『憲法2（第5版）』有斐閣、2012, p.407（野中俊彦執筆）等参照）。なお、憲法改正手続法第14条第1項第1号及び憲法改正手続法による改正後の国会法第68条の2では、「憲法改正案」とは「日本国憲法の改正案」を、「憲法改正原案」とは「憲法改正案 [= 日本国憲法の改正案] の原案」をいうものとされており、必ずしも国法形式に着目した規定ぶりとはなっていない。

38) ちなみに、2種類の皇室典範増補には何の番号も付されず、これらの廃止に当たっては、制定年によって特定がなされた（前掲注22参照）。1907年皇室典範増補の一部改正（1946年）の改正文は単に「皇室典範増補中左の通改正す」とあり、改正対象となる皇室典範増補の制定年すら明記していないことから、改正内容によって対象を特定するほかないことになる。

39) 憲法改正法律は、憲法を改正するものである趣旨を題名に表示するのが通例であるが、例外もあり（Tania Groppi, “Constitutional revision in Italy,” Xenophon Contiades, ed., *Engineering constitutional change: a comparative perspective on Europe, Canada, and the USA*, London; New York: Routledge, 2013, p.212 参照。ただし、これまでのところ、例外は、1999年11月22日憲法的法律第1号「州知事の直接選挙及び州の立法自治権に関する規定」のみと見られる。）、ある憲法的法律が憲法改正法律であるかそれ以外の憲法的法律であるかを題名のみによって判断することはできない。

40) 山岡規雄「イタリア」『諸外国の憲法事情—アメリカ合衆国・英国・ドイツ・フランス・イタリア・カナダ—』（調査資料2001-1）国立国会図書館調査及び立法考査局、2001, p.121 参照。

41) イタリアの上下両議院の議員は、いずれも、普通・直接選挙により選出され（第56条第1項及び第58条第1項）、国民を代表するものと定められている（第67条）。

42) この「各議院の議員の絶対多数」とは、法定議員数ではなく現に在職する議員数の過半数とされる（山岡 前掲注40, p.123 参照）。

43) 各議院における通常法律の議決要件は、出席議員の過半数とされている。なお、定足数は、総議員の過半数である（第64条第3項）。

44) Groppi, *op.cit.*(39), p.206 等参照。

体⁽⁴⁵⁾及び④国民（5万人以上の有権者が条文形式で提案することを要する。）（以上第71条）並びに⑤州議会（第121条第2項）が挙げられており、憲法改正案（憲法的法律案）の発案権者も、これと異なるところはない⁽⁴⁶⁾。

(2) 任意・決定型の国民投票

憲法改正についての上下各議院での2回目の表決における賛成者が当該議院の議員の絶対多数に達したものの3分の2に満たなかった場合には、当該憲法的法律の公示後3か月以内に、1議院の議員の5分の1、50万人の選挙権者又は5つの州議会は、国民投票の実施を要求することができる。国民投票が実施された場合には、有効投票の過半数が承認しない限り、憲法改正は成立しない。（第138条第2項）

憲法改正についての上下各議院における2回目の表決における賛成者が当該議院の議員の3分の2に達した場合には、国民投票は行われずに憲法改正が成立する（第138条第3項）。

(3) 州の合併・新設に関する改正手続

既存の州の合併又は人口100万人以上の新州の創設は憲法的法律によることとされており、その制定には、関係する住民の少なくとも3分の1を代表する市町村（コムーネ）議会が要求し、その提案が住民投票において関係住民の過半数によって承認された上で、州議会の意見聴取を経ることが必要とされている（第132条第1項）。州の合併・新設に際しては、共和国を構成する州を具体名を挙げて列記している第131条の改正が必須となるが、上で述べた憲法改正手続よりも手続要件が加重されていることになる。

(4) 共和国大統領の審署及び公布

憲法改正が成立した場合には、当該憲法的法律は、共和国大統領によって審署⁽⁴⁷⁾され、その後直ちに公布される（第73条及び第138条第2項参照）。なお、共和国大統領は、法律に審署する前に両議院に対してその再審議を求める権能（拒否権）を有する（第74条）ところ、この権能を憲法的法律についても行使し得るか否かについては、実例がないこともあって、学説が分かれているが、否定説が多数とされる⁽⁴⁸⁾。

(45) 政府の補助機関の一つである経済労働国民会議（第99条）が、例として挙げられている（山岡 前掲注(40), p.122 参照）。

(46) Groppi, *op.cit.*(39), p.207 等参照。

(47) 法律の「審署」とは、法律用語辞典などでも見出し語として採られていない言葉であるが、「通例国家の元首による、法律の原本に包含する条文が議会によって議決された条文と文字通り一致していること及びこの法律の成立に際して憲法的に定められた立法方式が遵守されていることが認証されることを意味する。」と説かれている（藤田嗣雄『法律の公布及び法律集について』衆議院法制局, 1950, p.27）。法令の近代的な公布制度は、18世紀末期にフランスで始まり、19世紀中頃におけるドイツの各国での継受を経て、広くヨーロッパ大陸諸国で採用されるに至っており、「その理念はフランスで生まれ、ドイツにおいて完成をみた」と評されているという。法律の公布と密接な関係を有する「審署」（フランス語の *promulgation*、ドイツ語の *Ausfertigung*）の概念についても、両国における議論等が我が国でも紹介されており、歴史的に見れば、法律を国民が知り得る状態に置くことを意味する「公布」又は「公示」（フランス語の *publication*、ドイツ語の *Verkündigung*）と混同されていた時代もあるが、今日では両者は概念的に区別されているとされる。（大石眞「公布再考」『國學院法学』17巻3号, 1979.12, pp.4-15; 山本浩三「法律の審署権1」『同志社法学』36巻6号, 1985.3, pp.1-25; 山本浩三「法律の審署権2」『同志社法学』37巻1・2号, 1985.7, pp.38-67 等参照）なお、*promulgation* / *Ausfertigung* の訳語は一定せず、「審証」、「公証」、「公布」などと訳されることもあるが、本稿においては、現在一般に入手が可能な各国憲法集（前掲注(6)参照）の表記に倣って、イタリア (*promulgazione*) 及びフランスについては「審署」、ドイツについては「認証」とする。

(5) 憲法的法律による特例

この節の冒頭で述べたように、憲法的法律は憲法と同等の効力を有するため憲法典の正文を改正することなくその特例等を設けることができ、憲法改正手続についてもこうした例がある。

具体的には、憲法的法律によって国会に憲法改革のための両院合同委員会を設置するに際し、当該委員会が作成した憲法改正案に係る憲法改正手続に限り適用される特例を定めたことがある。すなわち、①いわゆる「デ・ミータ＝イオッティ委員会」の設置を定めた1993年8月6日憲法的法律第1号第3条及び②いわゆる「ダレーマ委員会」の設置を定めた1997年1月24日憲法的法律第1号第4条において、通常の憲法改正手続であれば国会の各議院での2回目の表決における賛成者が当該議院の議員の絶対多数に達したものの3分の2に満たなかった場合において要求があったときに限り実施される国民投票が、各議院における賛成者が当該議院の議員の絶対多数に達した場合には必ず行われることとされた。さらに、②は、通常の憲法改正国民投票では課されない最低投票率要件（有権者の過半数が国民投票に参加すること）も課した。もっとも、これらの合同委員会が作成した憲法改正案は、いずれも国会で可決されるに至らず、こうした特例が実際に適用されることもなかった。⁽⁴⁹⁾

なお、1963年12月27日憲法的法律第3号によって第131条が改正され、モリーゼ州が新設された⁽⁵⁰⁾が、この改正は、(3)で述べた加重手続を経ることなく行われた。これは、憲法の施行（1948年1月1日）から5年間は第132条第1項の手続によらずに第131条を改正することができる旨を「経過規定及び最終規定」の第11条が定めていたところ、1958年3月18日憲法的法律第1号によって、当該期限が、同条の改正によることなく、1963年12月31日まで延長されたことによる⁽⁵¹⁾。やや間接的ではあるが、これも、憲法的法律による憲法改正手続の特例の一種と見てよいであろう。

3 韓国

大韓民国の現行憲法（いわゆる第6共和国憲法。1987年制定⁽⁵²⁾）の改正手続は、我が国と同様に①国会における議決要件の加重、②当然・必要・決定型の国民投票を特徴とする。

憲法改正は、国会（1院制）在籍議員⁽⁵³⁾の過半数又は大統領によって提案される（第128条

(48) Groppi, *op.cit.*(39), pp.208, 225 (note29) 参照。否定説の論拠の一つとして、憲法的法律の制定には各議院における2度の可決を要するということが挙げられているという。つまり、共和国大統領の拒否権を覆すための再議決があらかじめ行われているという理屈である。

(49) 両委員会の設置の経緯及びこれらが作成した憲法改正案の内容、審議状況等については、山岡 前掲注(40), pp.132-136等参照。なお、2013年9月に衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団がイタリアを訪問した際に、両委員会と同様の委員会を国会に設置するとともに当該委員会が作成した憲法改正案に係る憲法改正手続に限り適用される特例を定めること等を内容とする憲法的法律が成立する見通しであることが明らかにされていた（『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』2013.12, pp.237-238, 288-289. <[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/report2013.pdf/\\$File/report2013.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/report2013.pdf/$File/report2013.pdf)> 参照）が、いまだ成立していない。2014年2月に誕生したマッテオ・レンツィ（Matteo Renzi）政権が統治機構改革を内容とする憲法改正案を同年4月に上院に提出したこともあり、両院合同委員会を設置して憲法改正案を作成する機運は当面遠のいたように思われる。

(50) イタリア半島の中東部に位置し、従来は現在のアブルツォ州と併せてアブルツィ・エ・モリーゼ州とされていた。

(51) 山岡 前掲注(40), pp.126, 129等参照。

(52) 第6共和国憲法は、「1948年7月12日に制定され、8次にわたって改正された憲法」（前文）の全部改正という形式によっており、それまでの8次にわたる改正の中には憲法所定の手続によらない全部改正も含まれているが、従来の権威主義的な政府形態が民主化され、政権交代の可能性が開かれたこと、大法院（我が国の最高裁判所に相当）や憲法裁判所が第6共和国に言及していること等から実質的には新憲法の制定と見るべきであると説かれている（金哲洙『韓国憲法の50年一分断の現実と統一への展望』敬文堂, 1998, pp.37, 77（注22）参照）ため、公布年をもって制定年とした。

第1項)。なお、大統領が憲法改正を提案するときは、国务会議⁽⁵⁴⁾の審議を経なければならない(第89条第3号)。

提案された憲法改正案は、大統領によって20日以上の期間公告される(第129条)。

憲法改正案は、公告の日から60日以内に国会で議決された場合には、その後30日以内に国民投票に付される。国会の議決要件は、在籍議員の3分の2以上の多数とされ、通常の法律よりも議決要件が加重されている⁽⁵⁵⁾。(第130条第1項及び第2項)

国民投票において国会議員の選挙権者の過半数が投票し、かつ、投票者の過半数が賛成した場合には、憲法改正が確定し、大統領によって直ちに公布される(第130条第2項及び第3項)。

4 スウェーデン

スウェーデンには単一の憲法典はなく、①統治法(1974年制定)、②王位継承法(1810年制定)、③出版の自由に関する法律(1949年制定)及び④表現の自由に関する基本法(1991年制定)が憲法に相当する基本法と位置付けられている(統治法第1章第3条)。

基本法の改正手続は、統治法第8章第14~16条に定められており⁽⁵⁶⁾、①国会における複数回の議決、②任意・拒否型の国民投票を特徴とする。

(1) 国会における議決手続

基本法の改正には、改正案が国会(1院制)において同一の文言で2回可決される必要がある。2回の可決の間に国会の総選挙が実施されなければならないが、改正案が最初に国会に提出された時点から総選挙の実施までに9か月以上が経過していなければならない⁽⁵⁷⁾。ただし、この期間は、改正案の審査が始まる前に憲法委員会⁽⁵⁸⁾がその構成員の6分の5以上の賛成で議決したときは、短縮することができる。(第8章第14条)

なお、基本法の改正は法律の形式で行われている。改正案の提出権者及び国会における議決

53) 「在籍議員」数とは、法定の議員定数から辞職、死亡、資格喪失、除名等による欠員の数を除外した実際の議員数を意味する(奥村牧人「大韓民国の議会制度」『レファレンス』703号, 2009.8, p.100(注11). <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999592_po_070305.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 参照)。

54) 政府の権限に属する重要政策を審議する機関であり、大統領、国务総理及び15~30人の国务委員によって構成され、大統領が議長を、国务総理が副議長を務める(第88条)。議院内閣制下における議決機関である閣議と米国の大統領制下における単なる諮問機関である長官会議との折衷的な性格を有し、その議決に大統領に対する法的拘束力はなくても、第89条に列記された事項について、その審議を経ないで行われた大統領の国政行為は効力を生じないと考えられているという(尹龍澤「第2章 韓国」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会, 2009, p.46 参照)。

55) 通常の法律の議決要件は、出席議員の過半数の賛成と定められている。なお、定足数は、在籍議員の過半数である。(第49条)

56) 統治法第8章第14~16条は基本法の制定に関する規定であるが、同章第18条第2項は、基本法の改廃についてもこれらの規定が適用される旨を規定している。なお、以下この節において単に条名等を掲げる規定は、統治法のものである。ちなみに、統治法では、各章ごとに条名が更新されることから、規定を特定するためには「第○章第○条」と記す必要がある。

57) 国会における2回の表決の間にこうした期間を設けた趣旨は、改正について審議するための十分な時間を確保することにあるとされる(Lars-Göran Malmberg, "Constitutional amendment in Sweden," Contiades, ed., *op.cit.*(39), p.335 参照)。

58) 憲法委員会は、国会に設置される常任委員会の一つであるが、財務委員会と並んで第4章第3条においてその設置が当然に予定されているものであり、基本法に関する事項を所管することはもとより、ある法案が「相対的権利」(基本法でなく法律によって制限できるが制限に際して立法における特別措置が保障されている権利を指すスウェーデン憲法学上の概念)を制限するものであるか否かの審査、大臣の職務遂行等に関する審査、大臣に対する訴追といった重要な権限が統治法上付与されている。憲法委員会については、山岡規雄『各国憲法集1 スウェーデン憲法』(調査資料2011-1-a 基本情報シリーズ7) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012, pp.11-12. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382167_po_201101a.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 等参照)。

要件について統治法（後者については、統治法及び議会議法）は特段の定めを置いていないことから、これらは通常の場合と同じである。すなわち、基本法の改正案の提出権は政府及び各国会議員に属し⁽⁵⁹⁾、基本法の改正案の議決要件は投票者の過半数である⁽⁶⁰⁾。

(2) 任意・拒否型の国民投票

国会における基本法改正案の1回目の可決から15日以内に10分の1以上の議員が国会に動議を提出し、3分の1以上の議員が賛成した場合には、国民投票が(1)で述べた国会の総選挙と同時に実施される。投票権者は、選挙権者と同一である。国民投票において、①反対が有効投票の過半数を占め、かつ、②反対者の数が国民投票と同時に実施された総選挙における有効投票の過半数を占めた場合、基本法改正案は否決され、新国会における2回目の表決は実施されない。（第8章第16条）

国民投票で確定できるのは否決のみであり、国民投票で否決されなかった基本法改正案を総選挙後の新しい国会が可決するか否決するかは任意である⁽⁶¹⁾。これまでのところ、基本法の改正の賛否を問う国民投票が実施されたことはない。

(3) 政府による審署及び公布

基本法の改正が最終的に可決された場合には、政府による審署⁽⁶²⁾を経て公布される（第8章第19条参照）。スウェーデンの国家元首は国王である（第1章第5条）が、統治法上国王の権限は極めて限られており、他の国家元首が有するような法律の審署等に関する権限を有しない。ちなみに、審署等の拒否に関する明文の規定はないものの、法律の制定手続又は内容が明らかに基本法に反する場合には、審署を拒否することができるものと解釈・運用されている⁽⁶³⁾。

5 スペイン

スペイン憲法（1978年制定）第10編「憲法改正」（第166～169条）で定められた改正手続は、憲法改正の内容に応じて①通常の手続と②要件が加重された特別の手続に分かれていることが第1の特徴である。

(1) 憲法改正案の提出

第166条は、憲法改正の発案が法律の発案に関する第87条第1項及び第2項に規定する条件の下に行われる旨を規定している。すなわち、憲法改正の発案権は、政府並びに国会の下院（代議院）及び上院（元老院）⁽⁶⁴⁾に属する（第87条第1項参照）。

⁽⁵⁹⁾ 第4章第4条は、政府及び各国会議員は、統治法が別に定める場合を除き、国会の審議の対象となり得る全ての問題について提案を行うことができる旨を規定する。

⁽⁶⁰⁾ 第4章第7条は、議院（本会議）における表決に際しては、統治法（国会における手続に関する問題にあつては、議会議法）が別に定める場合を除き、投票者の過半数が合意した意見が国会の議決としての効力を有する（可否同数の場合の手続については、議会議法で規定する）旨を規定する。

⁽⁶¹⁾ 山岡 前掲注58, p.17 参照。

⁽⁶²⁾ 「審署」の意義については、前掲注47参照。

⁽⁶³⁾ スウェーデン首相のための憲法に関する指針を示す文書である「緑書」（*Gröna boken* (Ds 1998:66), 1999.12. スウェーデン政府官房ウェブサイト <<http://www.regeringen.se/content/1/c6/02/29/48/bbdaddfc.pdf>>) p.113 には、国会が可決した法律は遅滞なく審署され、政府は、正規に決定された法律については審署するほかないものの、基本法に明白に違反する方法で制定され、又はその内容が基本法に明白に違反する法律の審署を拒否する権利及び義務を有する旨が記されている。

議院による憲法改正の発案に関し、国会議員及び会派は、所属する議院に憲法改正案を提出することができるが、通常法律案よりも要件が加重されている⁽⁶⁵⁾。

また、自治州の立法議会は、政府に政府提出法律案の採択を求め、又は国会の下院の理事部⁽⁶⁶⁾に法律案を送付することができる（第 87 条第 2 項）ことから、政府又は国会の下院を通じて憲法改正案を提出することができる。もっとも、政府又は国会の下院は、自治州の立法議会の要請又は提案に拘束されないため、その憲法改正発案権は、限定的なものにとどまるとされる⁽⁶⁷⁾。

法律についての国民発案に関する規定（第 87 条第 3 項）は第 166 条において引用されていないから、憲法改正についての国民発案は認められない。

なお、憲法改正は、基本的に立法手続の特殊形態ととらえられており、憲法及び各議院の議事規則に特別の定めがない場合には、通常立法手続によるものとされている⁽⁶⁸⁾。

(2) 通常憲法改正手続

通常憲法改正手続は、①国会における議決要件の加重、②任意・決定型の国民投票を特徴とする。

(i) 国会における議決手続

憲法改正案は、国会の各議院の 5 分の 3 の多数で可決されることを要し（第 167 条第 1 項）、通常法律案よりも議決要件が加重されている⁽⁶⁹⁾。「各議院の 5 分の 3 の多数」の意味については憲法上明らかにされていないが、その算定の基礎は法定議員数とされている⁽⁷⁰⁾。

両議院で可決された憲法改正案の内容が異なる場合には、同じ人数の下院議員及び上院議員で構成される合同委員会が設置され⁽⁷¹⁾、合意が得られたときは、上下両議院の表決に付する案を提出する（第 167 条第 1 項）⁽⁷²⁾。この案も各議院の 5 分の 3 の多数で可決されなければならない（下院議事規則第 146 条第 3 項及び上院議事規則第 156 条第 4 項）が、上院において 5 分の 3 には達しなかったものの絶対多数で可決されたときは、下院は 3 分の 2 の多数によって憲法改正を可決することが可能とされている（第 167 条第 2 項）⁽⁷³⁾。

64) 国会は、国民を代表するものとされ（第 66 条第 1 項）、下院議員及び上院議員は、普通、自由、平等、直接及び秘密の投票により選挙される（第 68 条第 1 項及び第 69 条第 2 項）。なお、上院は、「地域代表の議院」と位置付けられており（第 69 条第 1 項）、公選議員及び各自治州の立法議会等が任命する議員（同条第 5 項）によって構成される。

65) 下院にあっては、通常法律案の場合には① 14 人の議員の署名を得た各議員（要するに議員 15 人）又は②各会派が提出権を有する（下院議事規則第 126 条第 1 項）のに対し、憲法改正案の場合には① 2 つの会派又は②総議員の 5 分の 1 の署名が必要とされている（同規則第 146 条第 1 項）。上院にあっては、通常法律案の提出には① 1 会派又は② 25 人の議員の署名が必要とされている（上院議事規則第 108 条第 1 項）のに対し、憲法改正案の提出権を有するのは複数の会派に所属する 50 人の議員とされている（同議事規則第 152 条）。なお、会派の結成要件は、下院にあっては原則として議員 15 人以上、上院にあっては議員 10 人以上とされている（下院議事規則第 23 条第 1 項及び上院議事規則第 27 条第 1 項）。

66) 国会の下院の理事部 (Mesa) は、議長、4 人の副議長及び 4 人の理事によって構成される（下院議事規則第 30 条第 2 項）。

67) 実質的には、（各議院に憲法改正案を提出することができるにすぎない）国会議員の立場に近いと指摘される。Abraham Barrero Ortega and Irene Sobrino Guijarro, "Constitutional change in Spain," *Contiades*, ed., *op.cit.* 39), p.304 参照。

68) Agustín Ruiz Robledo, *Constitutional law in Spain*, Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International, 2012, p.53 参照。

69) 各議院における通常法律案の議決要件は、出席議員の過半数の賛成とされている。なお、定足数は、総議員の過半数である。（第 79 条第 1 項及び第 2 項）

70) Ortega and Guijarro, *op.cit.* 67), p.305; 三輪和宏「2011 年におけるスペイン憲法改正及び政党間合意の成立—財政健全化に向けた欧州連合加盟国の一つの試み—」『レファレンス』736 号, 2012.5, p.26 (注 14). <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3493187_po_073602.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 参照。

(ii) 任意・決定型の国民投票

憲法改正が国会で可決された場合、可決後 15 日以内に、いずれかの議院の総議員の 10 分の 1 が要求する場合には、承認を得るための国民投票が実施される（第 167 条第 3 項）⁽⁷⁴⁾。

(iii) 憲法改正の公布

憲法改正が国民投票において承認された場合又は国会で可決された後 15 日以内に国民投票の要求がなかった場合には、国王による裁可及び審署を経て、憲法改正が公布される⁽⁷⁵⁾。

なお、国王が国会の可決した法律について裁可等を拒否したり、国会の再考を促したりすることができる旨の規定はなく、一般に、国王による裁可等は機械的に行われるものと解釈・運用されている⁽⁷⁶⁾。

(3) 特別の憲法改正手続

憲法の①部分改正であって a) 序編（国の形態、公用語、国旗、首都、公権力及び憲法の役割等の基本的な事項に関する規定から成る。）、b) 第 1 編第 2 章第 1 節「基本的権利及び公的自由」若しくは c) 第 2 編「国王」に関わるもの又は②全部改正については、極めて厳格な改

(71) 第 167 条第 1 項は、「両議院の間で合意が得られなかった場合」に合同委員会が設置される旨を規定し、一方の議院において憲法改正案が否決された場合にも合同委員会が設置されるかのようにも見えるが、合同委員会の設置に関する上院議事規則第 156 条第 3 項は、上院の可決した憲法改正案の案文が下院の可決した憲法改正案と異なる場合に合同委員会の委員を選出する旨を規定するのみであり（一方の下院議事規則第 146 条第 3 項は、憲法の文言をほぼそのまま踏襲しており、合同委員会が設置される具体的な場面を明らかにしていない。）、合同委員会が設置されるのは、両議院の可決した憲法改正案の案文が異なる場合に限られる（一方の議院が憲法改正案を否決した場合には、その時点で憲法改正手続は終了する）と解されている（Javier Perez Royo, *La reforma de la Constitución*, Madrid: Publicaciones del Congreso de los Diputados, [1987], p.168 参照）。

(72) 合同委員会において成案が得られなかった場合について、憲法及び各議院の議事規則は特段規定していないが、理屈からいって、憲法改正の試みはこの時点で頓挫したことになる。Robledo, *op.cit.*(68), p.55 参照。

(73) このため、上院議事規則第 156 条第 4 項は、合同委員会で作成された案について上院において 5 分の 3 の多数に達しなかったものの絶対多数の賛成が得られた場合には、上院議長は下院議長に通知する旨を規定している。

(74) 国民投票における承認の要件については、憲法にも、憲法に規定する各種のレファレンダム（国民投票及び住民投票）の詳細について定める「各種のレファレンダムの規律に関する 1980 年 1 月 18 日組織法律第 2 号」にも明記されていないが、衆議院法制局が 2004 年 8～9 月に在外日本国大使館に対して実施したアンケート調査への回答等を基に作成された資料では、「有効投票の過半数の賛成」とされている（『各国の国民投票に関する調査結果の概要（未定稿）』（衆憲資第 71 号）衆議院憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局, 2005.10, p.7. <[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/toku/shukenshi071.pdf/\\$File/shukenshi071.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/toku/shukenshi071.pdf/$File/shukenshi071.pdf)> 参照）。

(75) Robledo, *op.cit.*(68), pp.55-56 参照。第 91 条は「国王は、議会によって可決された法律を 15 日以内に裁可し、及びこれを審署し、並びにその即時の公布を命ずるものとする。」と規定していることから、憲法改正の裁可等の期限は、同条に規定する一般原則の例外をなすものと解されている（Royo, *op.cit.*(71), pp.179-180 参照）。なお、第 91 条の原語では、「審署し」は *promulgación* の動詞形が、「公布」は *publicación* が用いられている。既存の翻訳では、*promulgación* は「公布」と、*publicación* は「公示」、「公刊」などと訳されており、田澤五郎編著『スペイン語法律・経済用語辞典』郁文堂, 2012, p.463 でも *promulgación* は「公布」とされているが、スペイン議会下院のウェブサイトに掲載された同条の解説（Carlos Gutiérrez Vicén (actualizada por Ángeles González Escudero), “Sinopsis artículo 91,” *Constitución Española*. <<http://www.congreso.es/consti/constitucion/indice/sinopsis/sinopsis.jsp?art=91&tipo=2>>)において「*promulgación* は、認証的な機能を有し、これによって規範の誕生の瞬間及び字句表現が画される。それゆえ、*promulgación* は、法律に日付及び番号を付与するものである。」などと説かれていることから、前掲注(7)で述べたところに従い、本稿では、*promulgación* を「審署」、*publicación* を「公布」と訳した。いずれにしても、裁可、審署及び公布命令は、一連の手続として同時に処理されるという（Vicén, *ibid.* 参照）。

(76) Victor Ferreres Comella, *The Constitution of Spain*, Oxford: Hart Publishing, 2013, pp.80-82; Robledo, *ibid.*, p.90 等参照。なお、Vicén, *ibid.* は、国王が裁可等を拒否できる仮定の例として、法律が国会の両議院で可決されていないことが明らかである場合を挙げている。オーストラリアの例ではあるが、事務手続上のミスにより両議院で可決されていない法律案が裁可され、判明後に取り消されたことがあるという（B. C. Wright, ed., *House of Representatives practice*, 6th ed., Canberra: Department of the House of Representatives, 2012, p.408. <http://www.aph.gov.au/About_Parliament/House_of_Representatives/Powers_practice_and_procedure/Practice6> 参照）から、全くあり得ない話でもないようである。

正手続が設けられており、①国会における議決手続が議決要件と議決回数の両方の面で加重されていること、②当然・必要・決定型の国民投票を特徴とする。

(i) 国会における議決手続

(a) 原則の承認

これらの憲法改正が提案された場合には、第1に、国会の各議院の3分の2以上の多数で改正の原則が承認される必要がある（第168条第1項）。具体的には、憲法改正案は、委員会に付託されることなく、本会議で審議され、その全体について賛否の表決が行われる（下院議事規則第147条第1項及び第2項並びに上院議事規則第158条第1項及び第2項）。なお、「原則の承認」とはいえ、憲法改正案は、条文の形式に整えられて提出される必要があり、この段階では逐条的な討論及び表決が行われただけだとされる⁽⁷⁷⁾。

(b) 国会の解散及び新しい国会における改正の原則の再承認

上下両議院において改正の原則が承認されたときは、国会は直ちに解散される（第168条第1項）。憲法改正に対する民意を探る趣旨と解されている⁽⁷⁸⁾。

新たに選挙された議員で構成される各議院においては、まず解散前に行われた決定（改正の原則の承認）を承認する必要がある（第168条第2項）。この場合の議決要件は、憲法に明記されていない。上院議事規則第159条が総議員の絶対多数を要求しているのに対し、下院議事規則は特に議決要件を定めていないことから、下院での表決に際しては特別多数は要しないものと解されている⁽⁷⁹⁾。

(c) 国会における憲法改正案の可決

第168条第2項は、新たに選挙された両議院が解散前に行った決定を承認した場合には、「新しい憲法条文の検討を開始しなければならない」と規定する。その意味するところは、憲法改正案について通常の法案審議と同様の審議を行うことと解されている⁽⁸⁰⁾。憲法改正案は、両議院の3分の2の多数で可決されることを要する（同項）。憲法では「両議院の3分の2の多数」と規定されているが、上下両議院の表決数を合算するのではなく、それぞれの議院において3分の2の多数で可決されることが要求されている（下院議事規則第147条第5項及び上院議事規則第159条）。

なお、解散前に行った決定の承認後「直ちに修正案の提出の期限が設定される」と上院議事規則第159条が規定するところからも明らかなように、憲法改正案を修正議決することも可能である。したがって、両議院の可決した憲法改正案の案文が異なる事態が想定され得るが、この点について、憲法も議事規則も特段の規定を設けていない。これまでのところ特別の憲法改正手続がとられたことはなく、理論上の問題にとどまっているが、通常の憲法改正手続の場合と同様に合同委員会を設置して対処すること（(2)(i)参照）は認められるとしても、本件の場合には両議院の対等性が尊重されるべきであるといった指摘が見られる⁽⁸¹⁾。

(ii) 当然・必要・決定型の国民投票

国会が憲法改正案を可決した場合には、承認を得るために国民投票に付される（第168条第

(77) Lidia García Fernández (actualizada por Sara Sieira), "Sinopsis artículo 168," *Constitución Española*. スペイン議会下院ウェブサイト <<http://www.congreso.es/consti/constitucion/indice/sinopsis/sinopsis.jsp?art=168&tipo=2>> 参照。

(78) *ibid.* 参照。

(79) *ibid.* 参照。

(80) *ibid.*; Robledo, *op.cit.*(68), p.57 参照。

(81) Fernández, *op.cit.*(77) 参照。

3項)。通常の憲法改正手続とは異なり、国民投票は当然に実施される。また、他の手段によって代替され得ない。

国民投票における承認の要件及び承認された後の手続については、(2)の通常の憲法改正手続において述べたとおりである。

6 フランス

1958年に制定された現行憲法（いわゆる第5共和制憲法）は、第16章として、第89条1か条のみから成る「改正」と題する章を設けている。同条に規定する手続は、憲法改正案の提出者によって異なっており、①国会議員が提出するものについては当然・必要・決定型の国民投票、②共和国大統領（引用の場合を除き、以下単に「大統領」という。）が提出するものについては特別の議決機関の議決によって代替され得る当然・選択・決定型の国民投票を特徴とする。

なお、過去の例を見ると、大統領が政府提出の法律案を国民投票に付することができる旨を定める第11条を根拠として1962年と1969年に憲法改正国民投票が実施されたことがあり、前者は承認、後者は不承認という結果であった。同条に基づく憲法改正手続の合憲性については、当時激しい論争が繰り広げられた⁽⁸²⁾が、承認された憲法改正の内容は憲法典に組み込まれて運用されており、今日では多くの法学者が明白に違憲とは言えないとしているとされる⁽⁸³⁾。しかしながら、①曖昧さを払拭するために憲法改正によって解決を図ることが望ましいとの指摘⁽⁸⁴⁾があること、②第11条は2008年に改正され、有権者の10分の1の支持を得て国会議員の5分の1が発案する法律案が一定の場合に国民投票の対象となることとなった⁽⁸⁵⁾ところ、改正後の同条が憲法改正手続に適用され得るのかどうか明らかでないこと⁽⁸⁶⁾、③1969年より後に実施された憲法改正の手続は全て第89条によっている⁽⁸⁷⁾ことから、本稿では専ら第89条に規定する手続について紹介する⁽⁸⁸⁾。

⁽⁸²⁾ 日本語の文献として、井口秀作「フランス第五共和制憲法第11条による憲法改正について—1962年10月28日の人民投票の合憲性論争を素材として—」『一橋研究』18巻2号, 1993.7, pp.1-25. <<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/5873/1/kenkyu0180200010.pdf>> 等参照。

⁽⁸³⁾ François Luchaire et al. (sous la direction), *La constitution de la République française: analyses et commentaries*, 3^e éd., Paris: Economica, 2009, p.438 (Gérard Conac et Jacques Le Gall 執筆) 参照。今日でも違憲とする見解の例として、Thierry S. Renoux et Michel de Villiers (sous la direction), *Code constitutionnel*, 5^e éd., Paris: LexisNexis, 2012, p.956 参照。

⁽⁸⁴⁾ Luchaire et al., *ibid.*

⁽⁸⁵⁾ 内容の詳細については、三輪和宏「フランスの統治機構改革—2008年7月23日の共和国憲法改正—」『レファレンス』700号, 2009.5, pp.72-73. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999607_po_070005.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>; 横尾日出雄「フランス第五共和制憲法における国民投票制度と2008年7月23日憲法改正」『Chukyo lawyer』11号, 2009, pp.11-12. <<http://www.chukyo-u.ac.jp/educate/law-school/chukyolawyer/data/vol011/yokoo.pdf>>; 辻村みよ子『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』有信堂高文社, 2010, pp.76-80 等参照。なお、改正後の第11条は、その適用のために必要な法律及び組織法律の定める条件に従い施行されることとなっているところ、2013年12月7日に「憲法第11条の適用に関する2013年12月6日組織法律第2013-1114号」及び「憲法第11条の適用に関する2013年12月6日法律第2013-1116号」が公布され、2015年1月1日から施行されることとなった（服部有希「【フランス】国民と国会議員の発案による国民投票の実施細則」『外国の立法』no.258-2, 2014.2, p.27. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8423376_po_02580212.pdf?contentNo=1> 参照）。

⁽⁸⁶⁾ Luchaire et al., *op.cit.*(83), p.417 (Gérard Conac et Jacques Le Gall 執筆) 参照。国民投票に付される国会議員提出法律案は国民投票の実施前に憲法院の審査を受けることとされているが、この場合に同院は憲法改正を目的とする法律案を国民投票に付することを認めない可能性があるとする。ちなみに、1962年の憲法改正国民投票に際してひそかに諮問を受けた憲法院は、否定的な見解を示したとされる (*ibid.*, p.430 参照)。

⁽⁸⁷⁾ もっとも、1992年の憲法改正に際してフランソワ・ミッテラン (François Mitterrand) 大統領が第89条による憲法改正が失敗した場合に第11条の手続に訴えることを示唆したような例はある (Pierre Avril et Jean Gicquel, “Chronique constitutionnelle française (1^{er} mai – 30 juin 1992),” *Pouvoirs*, 63, 1992, p.182 等参照)。

(1) 憲法改正案の提出権者

憲法改正案の提出権は、首相の提案に基づく大統領と国会議員とに競合して属している（第 89 条第 1 項）。憲法では、前者が提出する憲法改正案を「政府提出（憲法）改正案（*projet de révision (constitutionnelle)*）」と、後者が提出する憲法改正案を「議員提出（憲法）改正案（*proposition de révision (constitutionnelle)*）」と呼んでいる。

なお、憲法には明記されていないが、これまでの事例では、憲法改正は憲法的法律（*loi constitutionnelle*）によって行われており、憲法改正案も憲法的法律案（政府提出の場合は *projet de loi constitutionnelle*、議員提出の場合は *proposition de loi constitutionnelle*）として提出されている。

(2) 国会における議決手続

提出された憲法改正案は、まず国会の両議院—上院（元老院）及び下院（国民議会）⁽⁸⁹⁾それぞれ—によって同一の文言で可決される必要がある（第 89 条第 2 項）。

国会における審議は、第 42 条第 3 項に規定する期間の要件に従って行うこととされている（第 89 条第 2 項）。具体的には、第 1 読会⁽⁹⁰⁾における本会議の審議は、先議の議院にあっては憲法改正案の提出後 6 週間が経過した場合に限り、後議の議院にあっては先議の議院からの憲法改正案の送付から 4 週間が経過した場合に限り、行うことができる⁽⁹¹⁾。

国会における議決要件については、憲法上明記されていないが、通常法律案と同じく有効投票（*suffrages exprimés*）⁽⁹²⁾の過半数とされている⁽⁹³⁾。

(3) 当然・決定型の国民投票

国会の両議院によって同一の文言で可決された憲法改正案は、国民投票による承認を経て確定される（第 89 条第 2 項）。承認の要件は、憲法上明記されていない。また、これまでのところ、第 89 条に基づく国民投票の実施に関する一般的な法令は制定されておらず、実施事例（これまでのところ、2000 年 9 月 24 日のものが唯一の例）では、大統領のデクレ（命令）に基づいて行われた。当該デクレで定められた承認の要件は、有効投票の過半数であった⁽⁹⁴⁾。

88) 2008 年に改正される前の第 11 条に基づく憲法改正手続の概要については、田中嘉彦「フランス」『諸外国の憲法事情—アメリカ合衆国・英国・ドイツ・フランス・イタリア・カナダ—』前掲注(40), pp.98, 100 等参照。

89) 上院は、地方自治体の代表を確保するとされ、その議員は、間接選挙により選出される（第 24 条第 4 項）。下院議員は、直接選挙により選出される（同条第 3 項）。

90) 「読会（*lecture*）」とは、「1 つの議院による法律案の審議であって、当該議院の決定を表明する表決によって承認されるもの」（Michel de Villiers et Armel Le Divellec, *Dictionnaire du droit constitutionnel*, 8^e éd., Paris: Sirey, 2011, p.208）、「1 つの議院における審議・議決の一連の過程を 1 単位とする概念で、英国の読会（*reading*）と異なる」（三輪 前掲注(85), p.67（注 30））などと説明されている。

91) 第 42 条第 3 項は、2008 年の憲法改正で新設された規定であり、その趣旨は、本会議での審議に先立つ委員会における審査時間の充実にあるとされる（三輪 同上, pp.74-75 参照）。

92) 直訳すると「表明された投票」。投票総数から白紙票及び無効票を除いた数とされる（Serge Guinchard et Thierry Debard (sous la direction), *Lexique des termes juridiques*, 21^e éd., Paris: Dalloz, 2013, p.894 参照）。

93) François Luchaire et Gérard Conac (sous la direction), *La Constitution de la République française: analyses et commentaries*, Paris: Économica, 1980, p.962 (Daniel Gaxie 執筆)。なお、上院議事規則第 52 条第 1 項及び下院議事規則第 68 条第 1 項は、各議院における議案の議決要件が原則として有効投票の過半数である旨を定めている。

94) 「国民投票の組織に関する 2000 年 7 月 18 日デクレ第 2000-666 号」第 1 条第 1 項。

(4) 政府提出憲法改正案の両院合同会議による可決

政府提出憲法改正案に関しては、大統領が両院合同会議 (Congrès) として招集する国会の審議に付することを決定したとき⁽⁹⁵⁾は、国民投票には付されない (第 89 条第 3 項)。つまり、国民投票は、議員提出憲法改正案については当然・必要型、政府提出憲法改正案については当然・選択型ということになる。両院合同会議に付された政府提出憲法改正案は、有効投票の 5 分の 3 の多数で可決される必要がある (同項)。両院合同会議は、憲法改正案の可否を決するのみで、これを修正することはできない⁽⁹⁶⁾。なお、複数の憲法改正案が同一の両院合同会議の審議に付されることがあるが、この場合であっても、表決は改正案ごとに個別に行われている⁽⁹⁷⁾。

国会で可決された政府提出憲法改正案の確定手続を国民投票と両院合同会議のいずれに委ねるかの選択権は大統領にある⁽⁹⁸⁾が、大統領がいずれの手続もとらないことで、国会で可決された政府提出憲法改正案の改正手続が中止された例がある⁽⁹⁹⁾。この点については、第 89 条の文言上想定外であるとか、国会で可決された改正案はもはや「提出者である」大統領のものではないといった批判がある一方、政府提出法律案は所定の手続が完了するまではいつでも撤回が可能である「のだから、政府提出憲法改正案についても同様に考えられる」という見解がある⁽¹⁰⁰⁾。また、政府提出憲法改正案に 2 つの確定手続が予定されていることで、両院合同会議で所定の賛成が得られなかった場合に、当該憲法改正案を国民投票に付することができるかということが問題となり得る。これまでのところ大統領が選択した方法で憲法改正が確定しなかった例はないため、理論上の問題にとどまっているが、この点についても、否定論⁽¹⁰¹⁾と肯定論⁽¹⁰²⁾がある。

⁽⁹⁵⁾ この場合には、招集日を明記した共和国大統領のデクレが発される。

⁽⁹⁶⁾ Michel Lascombe et al., *Code constitutionnel et des droits fondamentaux*, 3^e éd., Paris: Dalloz, 2013, p.1325 参照。両院合同会議議事規則第 19 条第 1 項は、両院合同会議の審議の結果は、同会議の議長によって「両院合同会議は、可決した。」又は「両院合同会議は、可決しなかった。」と宣言される旨を定めている。

⁽⁹⁷⁾ 1999 年 6 月 28 日、2003 年 3 月 17 日及び 2005 年 2 月 28 日に招集された両院合同会議では各々 2 件、2007 年 2 月 19 日に招集された両院合同会議では 3 件の憲法改正案が審議に付された。表決が個別に行われた結果、改正案ごとに投票数や賛否の数が異なっている。

⁽⁹⁸⁾ Lascombe et al., *op.cit.*(96), p.1325; Louis Favoreu et al., *Droit constitutionnel*, 12^e éd., Paris: Dalloz, 2009, p.773 参照。ただし、国民投票の実施又は両院合同会議の招集に関する大統領のデクレには、首相 (及び所管大臣) の副署が必要である (第 19 条)。

⁽⁹⁹⁾ 1973 年 10 月に国会の両議院で可決された第 6 条の改正案 (大統領の任期を短縮するもの) 及び 1974 年 10 月に国会の両議院で修正議決された第 25 条の改正案 (閣僚と議員の兼職禁止の一部緩和を目指して、閣僚となった議員の一時的代替に関する規定を整備するもの) が、この例に当たる。いずれも、両院合同会議で可決される可能性が低いと見て手続を中止したものとされる。なお、前者は 2000 年 10 月に、後者は 2008 年 7 月に改正が実現した (Luchaire et Conac, *op.cit.*(93), pp.978-980; Luchaire et al., *op.cit.*(83), p.2002 (Pascal Jan 執筆); Renoux et Villiers, *op.cit.*(83), p.1487 等参照)。類似の事例として、1998 年 11 月に国会の両議院で修正議決された第 65 条の改正案 (司法官職高等評議会の構成及び権限を変更するもの) 並びに 1999 年 10 月に国会の両議院で可決された第 77 条及び第 78 条の改正案 (ニュー・カレドニアに関する経過規定の改正及びフランス領ポリネシアの自治に関する規定の新設) がある。これらは、同年 11 月 3 日のデクレによって 2000 年 1 月 24 日に招集する両院合同会議の審議に付することとされていたところ、招集直前の同月 19 日のデクレによって先のデクレが廃止され、手続が中止された。第 65 条の改正の実現を危ぶんだためとされる (Lascombe et al., *ibid.*, p.1321 等参照)。

⁽¹⁰⁰⁾ Renoux et Villiers, *ibid.*, p.954 参照。

⁽¹⁰¹⁾ Luchaire et al., *op.cit.*(83), p.2003 (Pascal Jan 執筆); Renoux et Villiers, *ibid.*, p.953 等参照。前者は、手続の平行性 (parallélisme des formes) に鑑み、第 89 条に明記する 2 つの方法の 1 つが終了した時点で憲法改正手続は法的に終了したとみなすべきではないかと説く。

(5) 大統領による審署

確定された憲法改正案は、大統領によって審署され⁽¹⁰³⁾、官報において公布される⁽¹⁰⁴⁾。

II 連邦国家

1 オーストラリア

オーストラリア連邦憲法（1900年制定）の改正手続は、①国会における議決要件の加重、②当然・必要・決定型の国民投票、③国民投票における支邦（州）の承認を特徴とする。

(1) 国会における議決手続

憲法改正案は、法律案の形式をとり⁽¹⁰⁵⁾、連邦議会の上院（元老院）及び下院（代議院）⁽¹⁰⁶⁾それぞれにおいて絶対多数（absolute majority）で可決された場合に、2か月以上6か月以内に、国民投票に付される⁽¹⁰⁷⁾（第128条第2項）。ここで「絶対多数」とは、各議院の総議員の過半数を指し⁽¹⁰⁸⁾、通常の法律よりも議決要件が加重されている⁽¹⁰⁹⁾。憲法改正案の提出権者については、憲法上規定されていないが、憲法改正のための法律案の議決手続は議決要件を除き通常の法律案と同じとされる⁽¹¹⁰⁾ことからすれば、国会議員及び政府が有する⁽¹¹¹⁾ものと解される。

¹⁰² 現行憲法の政府原案について審議した憲法諮問委員会の作業グループは肯定論を示し、当時の司法大臣も、政治的には実施し難いとしつつもこの見解を受け入れたという。このことは、現行憲法の起草者にとって、第89条が議会に対抗して国民投票に頼る手段を政府に付与することを目指すものであったことを示すものと指摘されている。（Lucaire et Conac, *op.cit.*93, p.964（Daniel Gaxie 執筆））

¹⁰³ Lascombe et al., *op.cit.*96, pp.1321-1322 は、「共和国大統領は、最終的に可決された法律が政府に送付されてから15日以内にこれを審署する。」と定める第10条第1項を挙げて審署が義務的であるとする。これに対し、Lucaire et al., *op.cit.*83, p.2003（Pascal Jan 執筆）は、同条が憲法改正の場面で適用され、大統領は審署を義務付けられるのか、という問いを示した上で、大統領による審署は修正のための再審議要求（同条第2項）と表裏一体の関係にあるが、両院合同会議には憲法改正案の修正権限はないのではないか、等の問題点を指摘している。これらの議論からすれば、憲法的法律の審署を行う法的根拠についての確立した解釈は存在しないのではないかと思われる。「共和国大統領による法律の審署の形式に関する1959年5月19日デクレ第59-635号」も、憲法的法律の審署の形式について規定を設けていない。もっとも、Lucaire et al., *ibid.*によれば、この問題は実際にはほとんど関心を呼んでいないとされる。ちなみに、1946年に制定された旧憲法（いわゆる第4共和制憲法）第90条は、憲法改正案が大統領によって憲法的法律として審署される旨を明記していた。なお、「審署」の意義については、前掲注47参照。

¹⁰⁴ 「法律及び一定の行政行為の公布の形式及び効果に関する2004年2月20日オールドナンス第2004-164号」第2条は、法律が官報において公布される旨を規定する。

¹⁰⁵ 憲法改正手続について定める第128条では“proposed law”と記されているが、実務上は“bill”という形式がとられている。

¹⁰⁶ 両議院の議員は、いずれも人民の直接選挙によって選出されるが、上院議員には州を代表する性格が付与されている（第7条及び第24条）。

¹⁰⁷ 両議院において可決された憲法改正案を国民投票に付することは義務ではないとされており、政治情勢を理由に国民投票が回避されたことが1915年、1965年及び1983年にある（Harry Evans and Rosemary Laing, eds., *Odgers' Australian Senate Practice*, 13th ed., Canberra: Department of the Senate, 2012, p.330. <<http://www.aph.gov.au/~media/05%20About%20Parliament/52%20Sen/pubs/odgers/pdf/odgers.ashx>>; 山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情3』（調査資料2003-2）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003, p.123. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999538_po_20030206.pdf?contentNo=6&alternativeNo=>等参照）。

¹⁰⁸ Evans and Laing, eds., *ibid.*, p.278; Wright, ed., *op.cit.*76, p.341 参照。上院については、欠員は考慮されず、現在議員数でなく法定議員数の過半数を指すことが解説されている。下院については、150人（下院の法定議員数）の議員から成る議院の絶対多数は76人と説かれるのみで、欠員の取扱いについては言及がない。筆者において下院事務局に照会したところ、下院ではこの点について詰めた検討が行われた事例は見当たらないということであった（2014年1月21日回答受領）。

¹⁰⁹ 通常の法律案の議決要件は、上院にあっては表決の過半数（第23条）、下院にあっては議長を除く表決の過半数（第40条）である。ただし、上院においては、議長が常に表決権を有し、可否同数のときは議案が否決されるのに対し、下院においては、議長は可否同数の場合の決定権のみを有する。

¹¹⁰ Wright, ed., *op.cit.*76, p.27 参照。

なお、憲法改正案について両議院の意見が一致しないとき、すなわち、先議の議院が可決した憲法改正案を後議の議院が①否決し、②可決することを怠り、又は③先議の議院が同意しない修正を付して可決した場合において、先議の議院が3か月の間を置いて再び絶対多数で可決した憲法改正案について後議の議院が①～③の対応をとったときは、総督⁽¹¹²⁾は、先議の議院が2回目に可決した改正案を国民投票に付することができる⁽¹¹³⁾。2回目に可決する改正案は、当初の案であっても、1回目に後議の議院が作成又は同意をした修正を含む案であっても、どちらでもよい。(第128条第3項)

(2) 国民投票における「2重の過半数」

憲法改正案は、国民投票における賛成票が「2重の過半数」を獲得しなければ、承認されない。すなわち、①連邦全体において賛成が投票総数の過半数を占め、かつ、②過半数の州において投票総数の過半数の賛成を得なければならない(第128条第5項)⁽¹¹⁴⁾。なお、個々の州が選出する連邦議会議員数の削減又は州の境界の変更に関わる改正については、更に当該改正の対象となる州において投票総数の過半数の賛成を得なければならない(同条第6項)。

(3) 憲法改正法律の成立

国民投票で所要の賛成が得られた場合には、当該憲法改正のための法律案は、国王の裁可を得るために、総督に提出され(第128条第5項)、裁可の時点で法律となる⁽¹¹⁵⁾。裁可は、基本的に総督が国王の名において行う⁽¹¹⁶⁾。

2 カナダ

カナダの憲法改正手続は1982年憲法⁽¹¹⁷⁾第5章に規定されているが、改正内容に応じて何種類もの手続が設けられるなど非常に複雑であり、論者により分類の仕方も異なる⁽¹¹⁸⁾。ここ

111) MAKING LAWS (House of Representatives Infosheet No.7), 2014.2, p.1. <<http://www.aph.gov.au/~media/05%20About%20Parliament/57%20Education%20Resources/571%20Infosheets/PDF/is07.pdf>>; Evans and Laing, eds., *op.cit.* 107, p.290 等参照。

112) 総督とは、英連邦の一つであるオーストラリアにおける英国王(本文を含め、以下この節において単に「国王」という。)の代理のことである。

113) 後議の議院の3種類の対応を示す文言は、下院が可決した法律案について両議院の意見が一致しない場合に総督が両議院を同時に解散することができる旨を定める第57条第1項においても用いられており、両者は同義と解されている(Wright, ed., *op.cit.* 76, p.27 等参照)。これら3種類の対応の中で解釈上問題とされてきたのは、「可決することを怠る(fails to pass)」の意味である。第57条第1項についてのものを含むこれまでの先例や裁判例によれば、上院が法律案に不同意であることを正式に表明することを回避する目的で審議を引き延ばしているのは「可決することを怠る」に当たるとされたことがある。一方、適正な審議のための合理的な時間は認められなければならないとも指摘されており、最初の議決の機会に可決しなかったことをもって直ちに「可決することを怠った」とはいえないと解されている。(ibid., pp.27-28, 470-488; Evans and Laing, eds., *op.cit.* 107, pp.330-331, 693-736 等参照)

114) 現在オーストラリアは6州によって構成されているため、国民投票において過半数の賛成を得た州が4州以上必要となる。

115) Wright, ed., *op.cit.* 76, p.27 参照。

116) 第58条第1項は、連邦議会の両議院を通過した法律案が国王の裁可を得るために総督に提出された場合には、総督は、憲法に従うことを条件として、その裁量により、国王の名において裁可すること、裁可しないこと、又は国王の裁可を得るために留保することを宣言する旨を定めている。なお、第59条は総督が裁可した法律に対する国王の拒否権について、第60条は総督が国王の裁可を得るために留保した法律案の裁可について定めているが、今日では、これらの規定は適用されていないとされる(Evans and Laing, eds., *op.cit.* 107, p.339 参照)。

117) カナダの憲法は、1867年憲法から1982年憲法までの各種の憲法(Constitution Act)を始めとする複数の法令によって構成されている(1982年憲法第52条第2項)が、1867年憲法及び1982年憲法がこれらの中核を成す。なお、以下この節において単に条名等を掲げる規定は、1982年憲法のものである。

では、①連邦議会及び州議会の承認を必要とする手続と②その他の手続に大きく分けて紹介する。①の手続は、支邦（州）の通常の立法機関の承認が共通の要件であり、改正内容によって承認を要する州の数が異なったり国会等における議決要件が加重されることを特徴とする。これに対して②は、通常の立法手続によることを特徴とする。

(1) 連邦議会及び州議会の承認を必要とする手続

憲法改正は、基本的に、連邦議会上院（元老院）及び下院（庶民院）⁽¹¹⁹⁾の決議（resolution）並びに州議会の決議により承認された場合に総督⁽¹²⁰⁾が発する布告によって行われる。

改正手続は、連邦議会の上下両議院又は州議会のいずれかにおいて決議案が可決されることによって開始される（第46条第1項）。決議案、すなわち憲法改正案の提出権者については憲法に明記されていないが、連邦レベルでは国会議員及び政府（大臣）である⁽¹²¹⁾。

(i) 一般的な手続

連邦議会の上下両議院の決議及び3分の2以上の州（それらの州の人口の合計が直近の国勢調査において全州人口の50%以上であることを要する。）の議会の決議による承認を必要とする（第38条第1項）⁽¹²²⁾。①憲法に規定する下院における州の比例代表原則、②上院の権限及び上院議員の選出方法、③新州の設置等、第42条第1項に掲げる6つの事項に関する憲法改正は、この手続によることが義務付けられている。

上の決議の議決要件は特記されておらず、通常の議案の場合と変わりはないと解されている⁽¹²³⁾が、憲法改正の内容が州議会又は州政府の立法権又は権利・特権を減じるものであるときは、議決要件が総議員の過半数の賛成に加重されている（第38条第2項）⁽¹²⁴⁾。また、この場合には、憲法改正の布告が発される前に州議会がその総議員の過半数の決議で当該改正への反対を表明した州については、当該改正は適用されない（同条第3項）。もっとも、当該州議会は、同一の議決要件により、いつでもこれを撤回することができる（同項及び同条第4項）。

¹¹⁸⁾ James Ross Hurley, *Amending Canada's constitution : history, processes, problems and prospects*, Ottawa: Canada Communication Group Publishing, 1996, p.69 参照。

¹¹⁹⁾ 上院議員は、各州又は準州を代表するものとして、それぞれに割り当てられた定数に従い総督により任命される（1867年憲法第22条及び第24条）。下院議員は、各州又は準州に割り当てられた定数に従い公選される（同法第37条及び第40条並びに1982年憲法第3条）。

¹²⁰⁾ 総督とは、英連邦の一つであるカナダにおける英国王の代理のことである。

¹²¹⁾ 憲法改正に係る決議案の提出権者を端的に示した資料は見当たらないが、政府が提出権を有することは、後掲注¹²⁹⁾で述べる「憲法改正に関する法律」により明らかであり、国会議員が提出権を有することは、過去の実例（上院議員によるものとして2006年6月に提出された決議案、下院議員によるものとして2005年2月に提出された決議案などがある。“The Constitution since Patriation: Chronology.”カナダ連邦議会ウェブサイト <<http://www.parl.gc.ca/parlinfo/compilations/Constitution/ConstitutionSincePatriation.aspx>> 参照）などに照らして明らかである。

¹²²⁾ 現在カナダは10州によって構成されているため、3分の2以上の州は7州であり、かつ、これら7州の人口の合計が全州人口の50%以上であることを要することから、一般的な手続は、「7-50手続」、「7/50手続」などとも呼ばれる（ちなみに、Bernard W. Funston and Eugene Meehan, *Canada's constitutional law in a nutshell*, 4th ed., Toronto: Carswell, 2013, p.229 は、「7 and 50」手続」と表記している）。

¹²³⁾ Peter W. Hogg, *Constitutional law of Canada*, 2008 student ed., Scarborough, Ontario: Thomson / Carswell, 2008, p.82 (note69)。連邦議会を例にとると、上院で生じた議題は議長を含む表決の過半数により（1867年憲法第36条）、下院で生じた議題は議長を除く表決の過半数により（同法第49条）決するものとされている。

¹²⁴⁾ これまでのところこの手続が適用された事例がないためか、カナダ連邦議会の各議院の議事規則、先例集などでは、「総議員の過半数」（a majority of the members）の定義は明らかにされていないようである。また、参照し得た限りのカナダ憲法の解説書などでこの点を明確に論じたものとしては、Funston and Meehan, *op.cit.* ¹²²⁾, p.230 が、定数301の下院にあっては、議長は可否同数の場合以外は表決に加わらないから、表決日において議員の何人かが不在であると否とにかかわらず、151人の賛成が必要である旨を述べているのが見られる程度である。

一般的な手続による憲法改正には、幾つかの制約が課されている。まず憲法レベルのものとして、憲法改正の布告は、改正手続を開始する最初の決議の可決の日から3年が経過した後は発することができないとされ（第39条第2項）、憲法改正手続に期限が設けられている⁽¹²⁵⁾。また、当該決議の可決の日から1年間は憲法改正の布告を発することができないこととされている（当該期間の経過前に全ての州議会が賛否を決議したときは、この限りでない。）（同条第1項）⁽¹²⁶⁾。次に法律レベルの制約として、政府が憲法改正を提案するためには、①オンタリオ、②ケベック、③ブリティッシュ・コロンビア、④2以上の「大西洋諸州」⁽¹²⁷⁾（それらの州の人口の合計が直近の国勢調査において全大西洋諸州人口の50%以上であることを要する。）及び⑤2以上の「大平原諸州」⁽¹²⁸⁾（それらの州の人口の合計が直近の国勢調査において全大平原諸州人口の50%以上であることを要する。）を含む過半数の州の同意が必要とされている。ただし、第38条第3項の規定により州が反対を表明し得る場合（すなわち、憲法改正の内容が州議会又は州政府の立法権又は権利・特権を減じるものである場合）は除かれており、この場合における州の意思表示は、専ら同項の手続によることとされている。⁽¹²⁹⁾

(ii) 全州の承認を要する手続

①女王（英国王）、総督及び州の副総督⁽¹³⁰⁾の地位、②下院議員の定数に対する州の権利、③カナダ最高裁判所の構成、④憲法改正手続等5つの重要事項の改正については、連邦議会の上下両議院の決議及び全州の議会の決議による承認が必要とされており（第41条）、一般的な手続に比べ州の承認要件が加重されている。その一方で、布告を発する時期に関する制約は課されていない。

(iii) 特定の州に関する規定の改正手続

1以上の州に適用されるものの全州には適用されない規定の改正には、連邦議会の上下両議院の決議及び当該改正が適用される州の議会の決議による承認が必要とされており（第43条）、一般的な手続に比べ州の承認要件が軽減されている。この手続についても、布告を発する時期に関する制約は課されていない。

(iv) 上院の決議に関する特例

(i)~(iii)の手続については、連邦議会の下院が改正を承認する決議を可決した後180日以内に上院が同旨の決議を可決しなかった場合⁽¹³¹⁾において、当該期限の経過後に下院が決議を再可決したときは、上院の決議は不要とされ（第47条）、下院の優越が定められている⁽¹³²⁾。

¹²⁵⁾ 3年経過後であっても同一内容の憲法改正を追及することは可能であるが、採決を最初からやり直す必要がある（Patrick J. Monahan, *Constitutional Law*, 2nd ed. (Essentials of Canadian law), Toronto: Irwin Law, 2002, p.193 参照）。

¹²⁶⁾ このような猶予期間を設けた趣旨は、憲法改正案について検討する十分な時間を各州に与えることにあるとされる（*ibid.*）。

¹²⁷⁾ ノバスコシア、ニューブランズウィック、プリンス・エドワード・アイランド及びニューファンドランド・ラブラドールの4州を指す。

¹²⁸⁾ マニトバ、サスカチュワン及びアルバータの3州を指す。

¹²⁹⁾ 「憲法改正に関する法律」(An Act respecting constitutional amendments, S.C. 1996, c.1) 参照。同法が制定された経緯等に関する日本語文献として、松井茂記『カナダの憲法—多文化主義の国のかたち—』岩波書店, 2012, pp.17, 35, 40 等参照。なお、この制約はあくまでも政府に対するものであるから、大臣以外の者（国会議員）が憲法改正を提案することを妨げるものではないが、現実問題として、政府の提案によらない憲法改正が成立する見込みは薄いと指摘がある（Hogg, *op.cit.* 123, p.90 参照）。

¹³⁰⁾ 州の副総督は、総督が任命し、州において英国王を代理する。

¹³¹⁾ 上院が、①下院が可決した決議を否決し若しくは修正し、②当該決議とは異なる決議を可決し、又は③当該決議に対して何の議決（action）も行わない場合を指す（Hurley, *op.cit.* 118, pp.70-71 参照）。

(2) その他の改正手続

(i) 連邦議会のみによる改正手続

第 41 条及び第 42 条に掲げる事項（すなわち、一般的な手続又は全州の承認を要する手続によることが義務付けられている事項）以外の連邦の行政府又は上下両議院に関する規定については、連邦議会が法律を制定することによって改正することができる（第 44 条）。

(ii) 州議会による改正手続

第 41 条に掲げる事項（すなわち、全州の承認を要する手続によることが義務付けられている事項）以外の事項に関する州憲法の規定⁽¹³³⁾については、州議会がその改正のための法律を専属的に制定することができる（第 45 条）。

3 スイス

スイス連邦憲法（1999 年制定）の改正手続は、一部改正か全部改正か⁽¹³⁴⁾によって異なっているが、①当然・必要・決定型の国民投票、②国民投票における支邦（州）の承認、③場合によっては国会における複数回の議決を要することを特徴とする。

すなわち、一部改正及び全部改正のいずれの場合においても、憲法改正案は国民及び州の投票に付され（第 140 条第 1 項 a 号）、改正された憲法は、これらの承認があった場合に施行される（第 195 条）。承認の要件は、投票者の過半数及び州の過半数の賛成である（第 142 条第 2 項）。「国民及び州の投票に付する」というのは、国民による投票と州による投票が別個に行われるということではなく、州における国民投票の結果が州票とみなされる（同条第 3 項）。州票の計算に当たっては、全 26 州のうち、オプヴァルデン、ニトヴァルデン等の 6 州は、2 分の 1 票として計算される（同条第 4 項）。

国民及び州の投票に付される憲法改正案は、連邦議会が定める連邦決議⁽¹³⁵⁾の形式をとる（「連邦議会に関する 2002 年 12 月 23 日連邦法律（議会法）」第 23 条）。連邦議会における手続は、連邦憲法及び連邦憲法に基づく立法が別に定めていない限り、通常の立法の場合と同じである（第 192 条第 2 項）。後述するように、国民発案及び予備的国民投票に関連して両議院⁽¹³⁶⁾の意見が一致しない場合の手続に関する特則⁽¹³⁷⁾が幾つか設けられているものの、各議院における議決要件に関する特別の定めは設けられていないことから、この点は通常法律案と同じであ

¹³²⁾ 1997 年憲法改正（ニューファンドランド法）(SI/97-55) は、下院がその決議を再可決することによって成立した事例である。

¹³³⁾ カナダの州は、単独の憲法典を有しておらず、各州の憲法は、1867 年憲法法の州に関する規定、各州の制定法、慣習等から成る（齋藤憲司『各国憲法集 4 カナダ憲法』（調査資料 2011-1-d 基本情報シリーズ 10）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012, p.15. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487777_po_201101d.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 参照）。もっとも、何が第 45 条の「州憲法（constitution of the province）」に当たるかについて憲法に定義がない一方で、第 43 条で特定の州に関する規定の改正手続を定めている（(1)(iii)参照）ことから、カナダ憲法の 1 つの州に関する規定を改正する場合に同条の手続によるのか第 45 条の手続によるのかは議論のあるところとされる（Hogg, *op.cit.* 123, pp.98-100）が、この点については、個別の事案ごとに歴史的な背景を含むあらゆる事情を考慮した上で判断することになるのではないかと指摘されている（Funston and Meehan, *op.cit.* 122, pp.233-234）。

¹³⁴⁾ 一部改正と全部改正は、内容面よりも改正される条文の数によって区別されるというのが実務及び学説の大半の立場だとされる（山岡規雄『各国憲法集 6 スイス憲法』（調査資料 2012-3-b 基本情報シリーズ 12）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013, pp.20-21. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8180562_po_201203b.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 参照）。

¹³⁵⁾ 連邦決議は、連邦議会の法令の形式の一つであり、法規範以外の事項を定める場合にこの形式が採用される（第 163 条）。

¹³⁶⁾ スイス連邦議会は 2 院制で、①国民を代表し国民が直接選挙する議員により構成される下院（国民議会）（第 149 条）及び②州を代表し各州が選挙する議員により構成される上院（全州議会）（第 150 条）から成る。

る⁽¹³⁸⁾。

(1) 一部改正の手續

(i) 憲法改正案の提出権者

第 194 条第 1 項は、連邦憲法の一部改正は、国民が要求し、又は連邦議会が議決することができる旨を定める。

国民による一部改正の要求について、憲法では、10 万人の投票権者は発案の公示から 18 か月以内に一部改正を要求することができること（第 139 条第 1 項）、発案は法文化された改正案の形式又はこのような形式によらない一般的な提案の形式で行うことができること（同条第 2 項）等が規定されているが、詳細については「政治的権利に関する 1976 年 12 月 17 日連邦法律」（以下「政治的権利法」という。）第 5 編（第 68～76 条）に規定されている。これによれば、憲法改正の発案は、7～27 人の投票権者である提案者（「国民発案委員会」と呼ばれる。）が行い、発案の題名及び内容並びに提案者の氏名が連邦官報（Bundesblatt）において公示される。国民発案が成立するためには、この公示から、18 か月以内に憲法所定の数の投票権者の署名を集める必要がある。

一方、連邦議会が議決する憲法改正案の提出権者については、憲法の明文規定は存しないが、議案の提出権を有する①議院の a) 各議員、b) 各会派及び c) 各委員会、②各州（以上第 160 条第 1 項）並びに③連邦参事会（Bundesrat. 連邦政府に相当）（第 181 条）と解されている⁽¹³⁹⁾。

(ii) 連邦議会における国民発案の審議等

憲法の一部改正に関する国民発案は、連邦議会において審議される。国民発案が形式若しくは内容の統一性の原則又は国際法の強行規範に反している場合（第 194 条第 2 項及び第 3 項参照）、連邦議会は、その全部又は一部の無効を宣言する（第 139 条第 3 項）。なお、この点について両議院の意見が一致しない場合に議決の成立を確保するための規定を法律で定めることを求める第 156 条第 3 項 a 号を受けて、議会法第 98 条第 2 項は、有効と認めた議院がその決定を再確認した場合、両議院で判断が一致しなかった部分（当該国民発案の全部又は一部）は有効とする旨を定めている。

(a) 法文化された改正案の形式による国民発案の場合

法文化された改正案の形式による国民発案は、国民及び州の投票に付される。その際に連邦議会は、当該国民発案の承認又は拒否を勧告する。また、連邦議会は、国民発案に対する対案を当該国民発案と同時に投票に付することができる。（第 139 条第 5 項）

国民発案と対案が同時に投票に付される場合の手續に関し、第 139b 条は、投票権者は①双方の案に賛成することができること、②さらには双方の案が承認された場合にいずれの案を優先するかを補足質問において指示することができること等を規定している⁽¹⁴⁰⁾。国民発案と対

¹³⁷⁾ 両議院は相互に対等とされ（第 148 条第 2 項）、いずれかの議院が優越することはない。連邦議会の議決には両議院の一致が必要とされることから（第 156 条第 2 項）、両議院の議決に不一致が生じた場合にその解消を図るためのルールが議会法で定められている。原則は、各議院において 2 回まで再審議を行っても一致しない場合には、両院協議会において調整案の作成を目指すというものであるが、事案によっては別のルールが適用される。詳細については、山岡 前掲注¹³⁴⁾, pp.13-14 参照。

¹³⁸⁾ 各議院における議決要件は、投票者の過半数とされている（第 159 条第 2 項）。なお、定足数は、総議員の過半数である（同条第 1 項）。

¹³⁹⁾ Ulrich Häfelin et al., *Schweizerisches Bundesstaatsrecht*, 8. Aufl., Zürich: Schulthess, 2012, p.572 等参照。

¹⁴⁰⁾ 詳細については、山岡 前掲注¹³⁴⁾, p.23 参照。

案を同時に投票に付する場合、連邦議会は、①対案のみを承認すること又は②双方の案を承認すること及び補足質問においては対案を指示することを勧告することができる⁽¹⁴¹⁾。連邦議会による勧告内容の決定は、国民発案が連邦議会に提出された日から30か月以内に行うこととされている⁽¹⁴²⁾。なお、法文化された改正案の形式による国民発案は投票期日が決定されるまで撤回することが可能であり⁽¹⁴³⁾、撤回された結果対案のみが投票に付されることもある⁽¹⁴⁴⁾。

(b) 一般的な提案の形式による国民発案の場合

一方、国民発案が法文化された改正案の形式によらない一般的な提案の形式による場合において、連邦議会がこれに同意するときは、連邦議会は、当該発案の趣旨に沿った憲法改正案を作成してこれを国民及び州の投票に付する。一般的な提案の形式による国民発案を拒否するときは、連邦議会は、当該国民発案を国民投票（予備的国民投票⁽¹⁴⁵⁾）に付し、その結果憲法改正手続の継続が承認されたときは、改正案を法文化し、これを国民及び州の投票に付する。（第139条第4項及び第140条第2項b号）⁽¹⁴⁶⁾

予備的国民投票で承認されるためには、投票者の過半数の賛成が必要とされる（第142条第1項）。なお、連邦議会の態度決定は、国民発案が連邦議会に提出された日から2年以内に行うこととされている⁽¹⁴⁷⁾。両議院の意見が一致しない場合、最初の審議で国民発案を拒否する議決を行った議院が再度これを拒否する議決を行ったときは、国民発案は拒否されたことになり⁽¹⁴⁸⁾、予備的国民投票が実施される。

連邦議会が国民発案に同意し、又は予備的国民投票において憲法改正手続の継続が承認された場合における憲法改正案の作成期限は、2年とされている⁽¹⁴⁹⁾。予備的国民投票での承認を受けて作成される憲法改正案について両議院の意見が一致しない場合に議決の成立を確保するための規定を法律で定めることを求める第156条第3項b号を受けて、議会法第104条第3項は、憲法改正案について両議院で意見が一致しないとき、又は憲法改正案が1議院若しくは両議院で否決されたときは、各議院において最後に審議に付された2つの憲法改正案を共に国民及び州の投票に付する旨を定めている。

(2) 全部改正の手続

(i) 憲法改正案の提出権者

第193条第1項は、連邦憲法の全部改正は、国民若しくは連邦議会の1つの議院が提案し、又は連邦議会が議決することができる旨を定める。

¹⁴¹⁾ 議会法第102条。

¹⁴²⁾ 議会法第100条。

¹⁴³⁾ 政治的権利法第73条。

¹⁴⁴⁾ 対案は国民発案の内容を部分的に満たすものでしかないが、対案の方が国民及び州の投票で支持を得やすいと判断された場合に国民発案が撤回されることがしばしばあるとされる（Walter Haller, *The Swiss constitution in a comparative context*, Zurich: Dike, 2009, p.224 等参照）。

¹⁴⁵⁾ スイスの憲法学上の用語である“Vorabstimmung”のことであり、「先決国民投票」と訳されることが多い。

¹⁴⁶⁾ 法文化された改正案の形式による国民発案が連邦議会による拒否勧告や対案対置が行われることがあるにしても必ず国民及び州の投票に付されるのに対し、一般的な提案の形式による国民発案は、予備的国民投票で否決されればその時点で憲法改正手続が終了となることもあってか、実例に乏しいとされる（Haller, *op.cit.* 144), p.222; Häfelin et al., *op.cit.* 139), p.574 等参照）。

¹⁴⁷⁾ 議会法第103条第1項。

¹⁴⁸⁾ 議会法第95条e号。

¹⁴⁹⁾ 議会法第104条第1項。

全部改正に関する国民発案の成立要件は、(1)で述べた一部改正の場合と同じで、国民発案の公示から18か月以内に10万人の投票権者の署名を集める必要がある（第138条第1項及び政治的権利法第5編）。一部改正の場合と異なり、国民発案の形式に関する明文の規定を欠くが、一般的な提案の形式によるものと解されている⁽¹⁵⁰⁾。

一方、連邦議会に憲法の全部改正を提案できるのは、一部改正の場合と同様、①議院の a) 各議員、b) 各会派及び c) 各委員会、②各州並びに③連邦参事会と解されている（(1)(i)参照）⁽¹⁵¹⁾。提案の内容については、具体的な改正案⁽¹⁵²⁾のほか、全部改正の手続を開始すること等を一般的な形で定めること⁽¹⁵³⁾も想定されている。

(ii) 連邦議会における審議等

国民発案が成立した場合には、全部改正手続の継続の賛否を問う予備的国民投票が当然に実施される（第138条第2項、第140条第2項a号及び第193条第2項）。

連邦議会に提案された憲法の全部改正について両議院の意見が一致しない場合も、予備的国民投票が当然に実施される（第193条第2項及び第140条第2項c号）。なお、両議院の議決が最初から一致した場合、連邦議会への提案が具体的な憲法改正案の形式で行われているのであれば、当該憲法改正案は、国民及び州の投票に付される。提案の内容が全部改正手続の開始等を一般的に定めるものであるときは、これを受けて作成された憲法改正案が改めて連邦議会で審議され、両議院で可決されれば、国民及び州の投票に付される。

予備的国民投票が実施された場合において、全部改正手続の継続が承認されたときは、両議院の選挙が行われる（第193条第3項）。改正に前向きな国会を選出する機会を国民に提供する趣旨と解されている⁽¹⁵⁴⁾。新しい連邦議会の両議院が憲法改正案を可決すれば、当該改正案が国民及び州の投票に付される。この点に関し、第156条第3項c号は、予備的国民投票での承認を受けて作成される憲法全部改正案について両議院の意見が一致しない場合に議決の成立を確保するための規定を法律で定めることを求めているが、これまでのところ立法措置は講じられていない。万一このような事態が生じたときは、一部改正に関する予備的国民投票での承認を受けて作成される憲法改正案について両議院の意見が一致しない場合に関する議会法第104条第3項（(1)(ii)(b)参照）の手続を類推する可能性が論じられている⁽¹⁵⁵⁾。

¹⁵⁰⁾ Haller, *op.cit.* [44], p.220; Häfelin et al., *op.cit.* [39], p.570 等参照。

¹⁵¹⁾ Häfelin et al., *ibid.*, p.569 等参照。

¹⁵²⁾ *ibid.* は、連邦参事会が憲法の全部改正を提案する場合は具体的な改正案によることを示唆する。

¹⁵³⁾ 現行憲法は、旧憲法（1874年制定）の全部改正手続によって制定されたものであるが、まず連邦議会において「連邦憲法の全部改正に関する1987年6月3日連邦決議」が可決された。同決議は、①1874年5月29日の連邦憲法は全部改正されること、②連邦参事会は新しい連邦憲法の案を連邦議会に提出すること、③当該案は、現に効力を有する成文及び不文の憲法を現代化し、これを分かりやすく表現し、体系的に配列し、並びに「規律」密度及び用語を統一するものとする、等を内容とするものであった。これを受けて連邦参事会が作成した新憲法案が連邦議会で可決され、国民及び州の投票において賛成多数を得て成立したのが現行憲法である。現行憲法の全部改正の提案も、1987年6月3日連邦決議と同様の内容で足り、この場合、連邦議会は、同決議と同様の単純連邦決議又は動議（Motion）の形式で議決することができる（Bernhard Ehrenzeller et al., hrsg., *Die schweizerische Bundesverfassung: Kommentar*, 2. Aufl., Zürich: Dike Verlag, 2008, p.2872（Yvo Hangartner 執筆）等参照）。なお、「単純連邦決議」とは、国民投票に付されない連邦決議のことであり（第163条第2項）、「動議」とは、連邦議会が連邦参事会に対して指示を行う（第171条）ための形式の一種であり、議案を連邦議会に提出すること又は何らかの措置を講ずることを義務付けるものである（議会法第120条第1項）。

¹⁵⁴⁾ Häfelin et al., *op.cit.* [39], p.570 等参照。

¹⁵⁵⁾ *ibid.*, p.571; Ehrenzeller et al., hrsg., *op.cit.* [53], p.2356（Moritz von Wyss 執筆）等参照。

(3) 公布及び施行

連邦憲法は、法令の公布に関する規定を設けておらず、この点については「連邦法令集及び連邦官報に関する 2004 年 6 月 18 日連邦法律（公布法）」及び「連邦法令集及び連邦官報に関する 2004 年 11 月 17 日命令（公布令）」の定めるところによる。同法第 2 条 a 号及び同令第 33 条第 1 項により、連邦憲法の改正は、国民及び州の投票による承認の後、当該投票結果の確定の決定が連邦官報において公示されるのと同時に連邦法令公報（Amtliche Sammlung des Bundesrechts）において公布されることとなっている。これまでの例では、憲法改正案を国民及び州の投票に付する旨の連邦決議⁽¹⁵⁶⁾を編集する形で、連邦参事会事務局（Bundeskanzlei）の名義で公布されている。

なお、政治的権利法第 15 条第 3 項によれば、連邦憲法の改正は、憲法改正案に別段の定めがない限り、国民及び州による承認と同時に施行される。厳密に言えば、施行日は訴願期間の満了等により憲法改正を承認する国民及び州の投票の結果が確定した日ということになるようにも思われるが、実例では、国民及び州の投票の投票日から施行されている。このため、憲法改正は、多くの場合、公布の時点で既に施行されていることになる。

4 ドイツ

(1) 国会における議決手続

ドイツ連邦共和国の憲法に相当する基本法（1949 年制定）の改正手続は、国会における議決要件が加重されていることを特徴とする。

すなわち、基本法の改正は、その文言を明文で変更し、又は補充する法律によってのみ行うことができる（第 79 条第 1 項）⁽¹⁵⁷⁾が、当該法律の制定には連邦議会議員⁽¹⁵⁸⁾の 3 分の 2⁽¹⁵⁹⁾及び連邦参議院の表決数⁽¹⁶⁰⁾の 3 分の 2 の同意が必要とされており（同条第 2 項）、通常の法律よりも議決要件が加重されている⁽¹⁶¹⁾。

なお、基本法を改正するための法律案は、連邦政府、連邦議会議員団又は連邦参議院によって連邦議会に提出される（第 76 条第 1 項参照）。連邦議会議員団の要件については、基本法上

¹⁵⁶⁾ 憲法改正案を国民及び州の投票に付するための連邦決議自体は、連邦官報に掲載される（公布法第 13 条第 1 項 d 号）。

¹⁵⁷⁾ この規定は、ドイツの憲法学説において「明文改正の要請（Textänderungsgebot / Gebot der Textänderung）」と呼ばれている。ナチス政権時代に、いわゆるヴァイマル憲法の規定が、明文改正されることなくこれに反する法律が制定されることによっていわば空文化された「憲法破壊（Verfassungsdurchbrechung）」の経験を踏まえたものとされる（Markus Kotzur, “Constitutional amendments and constitutional changes in Germany,” Contiades, ed., *op.cit.*⁽³⁹⁾, pp.126-127; Hans D. Jarass und Bodo Pieroth, *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Kommentar*, 12. Aufl., München: Beck, 2012, p.875（Bodo Pieroth 執筆）等参照）。なお、この「明文改正の要請」に関し、法律によって高権（Hoheitsrechte）を欧州連合や国際機関に委譲することができることを定める第 23 条第 1 項や第 24 条第 1 項（前者は、欧州連合の設立等に伴う基本法の変更・補充についても明記している。）がその例外を定めるものかどうか論じられている（Christian Starck, hrsg. (begründet von Hermann v. Mangoldt; fortgeführt von Friedrich Klein), *Kommentar zum Grundgesetz, Band 2*, 6. Aufl., München: Verlag Franz Vahlen, 2010, pp.2218-2219（Karl-E. Hein 執筆）; Kotzur, *ibid.*, p.128 等参照）が、本稿では立ち入らない。

¹⁵⁸⁾ 連邦議会議員は、直接選挙され、全国民の代表者と位置付けられている（第 38 条第 1 項）。

¹⁵⁹⁾ 連邦議会議員の多数の意味については、第 121 条で「法律で定められた議員数の多数」と定義付けられている。具体的には、連邦選挙法に規定する議員定数を基礎として、同法に規定する議員の増減要素により定まる。すなわち、いわゆる「超過議席」（選挙において、1 の政党が比例代表制の得票率に応じた割当数よりも多くの議席を選挙区において獲得した場合にその超過した議席を保有できるという仕組み）が生じた場合には増加し、政党禁止に基づき議席を喪失した場合、欠員が生じたものの補充が行われない場合などには減少する（“2.1. Gesetzliche Mitgliederzahl des Bundestages,” *Datenhandbuchs zur Geschichte des Deutschen Bundestages 1990 bis 2010*. <http://www.bundestag.de/blob/196182/ec31b3bcb979c2032eada9c4797db09/kapitel_02_01_gesetzliche_mitgliederzahl_des_bundestages-data.pdf>; Jarass und Pieroth, *op.cit.*⁽¹⁵⁷⁾, pp.1178-1179（Bodo Pieroth 執筆）等参照）。

明記されていないが、連邦議会議事規則第 76 条第 1 項により、法律案の提出には、原則として会派又は連邦議会議員の 5%(会派結成要件に相当する。)の署名が必要とされている。

(2) 連邦大統領による認証及び公布

成立した法律は、連邦首相又は所管の連邦大臣による副署⁽¹⁶²⁾の後に連邦大統領によって認証⁽¹⁶³⁾され、連邦法律公報 (Bundesgesetzblatt) において公布される (第 82 条第 1 項)。

認証の拒否に関する明文の規定はないものの、第 82 条第 1 項が「この基本法の規定に従って成立した法律」を認証する旨を定めていることから、連邦大統領は、法律が正規の手続に従って成立したかどうかの形式的審査権を有するものとされている。また、法律の憲法適合性といった実質的審査権も一定程度有するものと解釈・運用されている。⁽¹⁶⁴⁾

5 米国

アメリカ合衆国憲法 (1788 年制定) 第 5 条に規定する憲法改正手続は、①連邦機関による改正案の発議 (proposal) と②州の機関によるその承認 (ratification) の 2 段階から成る。

①の憲法改正案の発議方法には、a) 連邦議会の下院 (代議院) 及び上院 (元老院) 各議院⁽¹⁶⁵⁾の 3 分の 2 の賛成による発議、b) 3 分の 2 の州議会の要求に基づき連邦議会が招集する憲法会議による発議、の 2 種類がある。

また、②の承認の方法にも、c) 4 分の 3 の州議会の承認、d) 4 分の 3 の州における憲法会議の承認、の 2 種類がある。いずれの方法を採用するかは、連邦議会が定めるところによる。

理論上、憲法改正の方法は 4 種類ということになり、発議の場面においては①国会における議決要件の加重又は②特別の議決機関の議決、支邦 (州) の承認の場面においては③通常の立法機関による承認又は④特別の議決機関による承認を特徴とする。もっとも、発議の場面にお

¹⁶⁰ 州は、連邦参議院を通じて連邦の立法等に協力し (第 50 条)、その人口規模に応じて 3~6 票の表決権を同院において有する (第 51 条第 2 項)。連邦参議院は、州政府が任免する州政府の構成員によって構成される (同条第 1 項)。各州は、その有する表決数と同数の構成員を派遣することができ、各州の表決は、一括してのみ行うことができる (同条第 3 項)。なお、上下両議院から成る「ドイツ議会」なるものは存在しないことから、ドイツの国会は厳密には 2 院制をとっているとはいえないものの、そのように分類する文献も多く、通例、連邦議会が下院、連邦参議院が上院と解されているとされる (古賀豪ほか『主要国の議会制度』(調査資料 2009-1-b 基本情報シリーズ 5) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2010, p.23. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166394_po_200901b.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 参照)。

¹⁶¹ 通常の法律の議決要件は、連邦議会にあっては表決の過半数とされている (第 42 条第 2 項)。これは、連邦議会議事規則第 48 条第 2 項によれば単純多数のことであり、可否同数のときは否決とされる。連邦議会の定足数は、総議員の過半数である (同規則第 45 条第 1 項)。一方、連邦参議院の同意が必要な通常の法律についての同院の議決要件は、表決の過半数である (第 52 条第 3 項)。なお、定足数は、出席構成員が有する表決数が表決総数の過半数に達していることである (連邦参議院議事規則第 28 条第 1 項)。

¹⁶² 第 58 条により、連邦大統領の命令及び処分が有効であるためには、連邦首相又は所管の連邦大臣による副署が必要とされている。

¹⁶³ 「認証」の意義については、前掲注⁴⁷ 参照。

¹⁶⁴ Jarass und Pieroth, *op.cit.* 157, p.896 (Bodo Pieroth 執筆); Juliane Kokott and Martin Kasper, "37. Ensuring Constitutional Efficacy," Michel Rosenfeld and András Sajó, eds., *The Oxford handbook of comparative constitutional law*, Oxford: Oxford University Press, 2012, p.804 等参照。連邦憲法裁判所も、連邦大統領が実質的審査権を行使し得ることは認めており、通常の法律について認証を拒否した事例が 1960 年以來数件あるが、この権能を行使し得る程度・範囲については、学説上見解が分かれている。これを (例えば、法律の違憲性が重大かつ明白な場合に) 限定すべきだとする見解は、その理由として、法律の憲法適合性を審査するのは基本的に憲法裁判所の任務であること、間接選挙によって選出される連邦大統領の民主的正統性が国会よりも劣ることなどを挙げる。

¹⁶⁵ いずれの議院も、州の人民が直接選挙する議員によって構成されるが、上院議員の定数は、州の規模にかかわらず各州 2 人と憲法で定められている (第 1 条第 2 節及び第 3 節並びに第 17 修正)。

いて b) が採用されたことは一度もなく、また、州の承認の場面において d) の方法が用いられたのは 1933 年の第 21 修正⁽¹⁶⁶⁾ (いわゆる禁酒法の廃止) の際のみであり、a) + c) という方法が通例となっている。以下本節では、この方法について紹介する。

(1) 連邦議会における発議の手続

憲法改正案の提出権者は、憲法上明記されていないが、各国会議員とされ、両院共同決議案 (joint resolution) の形式で提案されるのが通例である⁽¹⁶⁷⁾。両院共同決議案は、法律案 (bill) と同じ手続で法律となるものである⁽¹⁶⁸⁾が、憲法改正の場面では、通常の両院共同決議案とは異なり、効力発生のために大統領の承認は不要とされている⁽¹⁶⁹⁾。憲法改正手続への大統領の関与は、連邦議会に対する審議勧告権を通じて行われるにとどまる⁽¹⁷⁰⁾。

連邦議会の「各議院の 3 分の 2 の賛成」とは、連邦最高裁判所の判決は各議院の出席議員の 3 分の 2 の賛成とし⁽¹⁷¹⁾、上下両議院の実務・先例は有効投票の 3 分の 2 の賛成としている⁽¹⁷²⁾が、いずれにしても、通常の法律よりも議決要件が加重されている⁽¹⁷³⁾。

(2) 州議会による承認の手続

州議会における憲法改正案の議決要件については、憲法上明記されておらず、各州において定められている⁽¹⁷⁴⁾。また、承認の期限も明記されていないが、憲法改正案を発議するに際して連邦議会が承認期限を付するのが最近の例である⁽¹⁷⁵⁾。

第 5 条は、所定の数の州 (具体的には、50 州中の 38 州) が憲法改正を承認した場合には、

166) アメリカ合衆国憲法の改正は、制定時の本文を変更する方式 (いわゆる「溶け込み方式」) によってではなく、末尾に “Amendment ○” (“○”の中には番号が記される。) と題する改正規定を順次追加する方式 (いわゆる「増補方式」) によって行われており、この “Amendment” は「修正」と訳されることが多い。溶け込み方式と増補方式の違いについては、I 1(3)(i)を参照。

167) John R. Vile, *Encyclopedia of constitutional amendments, proposed amendments, and amending issues, 1789-2010*, 3rd ed., Santa Barbara, Calif.: ABC-CLIO, 2010, p.391. なお、joint resolution は、「合同決議案」と訳されることもある。

168) *The Legislative Process*. 米国連邦議会下院ウェブサイト <http://www.house.gov/content/learn/legislative_process/> 等参照。

169) 第 1 条第 7 節第 3 項は、上下両議院の同意を必要とする全ての命令、決議又は表決 (休会に関するものを除く。) は、大統領の承認を得なければその効力を生じない旨を規定しているが、*Hollingsworth v. Virginia* 連邦最高裁判所判決 (3 U.S. (3 Dall.) 379 (1798)) は、同項の規定による大統領の拒否権は通常の立法についてのみ適用される旨を判示した。

170) Vile, *op.cit.* 167), pp.381-382 参照。第 2 条第 3 節は、大統領が、必要かつ適当と判断する施策の審議を連邦議会に対して勧告する旨を規定する。

171) *National Prohibition Cases* 連邦最高裁判所判決 (253 U.S. 350 (1920)) は、憲法改正案の発議に必要な各議院の 3 分の 2 の賛成とは、定足数を満たした上で出席議員の 3 分の 2 の賛成をいうものと判示した。なお、連邦議会の定足数は、両議院ともに総議員の過半数である (第 1 条第 5 節第 1 項)。

172) John V. Sullivan, *Constitution, Jefferson's Manual and Rules of the House of Representatives*, (H. Doc. 111-157), Washington: U.S. Government Printing Office, 2011, p.83 (§ 192.) <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CDOC-111hdoc157/pdf/CDOC-111hdoc157.pdf>>; Wm. Holmes Brown et al., *House Practice: A Guide to the Rules, Precedents and Procedures of the House*, Washington: U.S. Government Printing Office, 2011, p.945 (§ 28.) <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/GPO-HPRACTICE-112/pdf/GPO-HPRACTICE-112.pdf>>; Floyd M. Riddick and Alan S. Frumin, *Riddick's Senate Procedure: Precedents and Practices*, (S. Doc. 101-28), Washington: U.S. Government Printing Office, 1992, p.683. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/GPO-RIDDICK-1992/pdf/GPO-RIDDICK-1992-37.pdf>> 等参照。

173) 通常の法律案の議決要件を端的に示した規則は見当たらないが、可否同数の場合には議長 (上院にあっては合衆国副大統領) が決するところによることとされている (下院議事規則第 1 条第 7 項; Riddick and Frumin, *ibid.*, pp.1394-1396. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/GPO-RIDDICK-1992/pdf/GPO-RIDDICK-1992-142.pdf>> 等参照) ことからすれば、有効投票の過半数と考えられる。

174) 通常の法律案よりも議決要件を加重する州が多いとされる。David C. Huckabee, *Ratification of Amendments to the U.S. Constitution* (CRS Report for Congress), The Library of Congress, 1997.9.30, p.CRS-2. Open CRS ウェブサイト <http://assets.opencrs.com/rpts/97-922_19970930.pdf>

提案された憲法改正が「この憲法の一部として (as Part of this Constitution)」実際に効力を生じる旨を規定する⁽¹⁷⁶⁾。憲法改正の成立を認証して公示するのは、合衆国法典第1編第106b条の規定により国立公文書記録管理院 (National Archives and Records Administration) の院長 (Archivist of the United States) の役割とされている⁽¹⁷⁷⁾。

6 ロシア

ロシア連邦憲法 (1993年制定) 第134条によれば、憲法改正案の提出権は、①ロシア連邦大統領、②連邦議会の上院 (連邦院)⁽¹⁷⁸⁾、③連邦議会の下院 (国家院)⁽¹⁷⁹⁾、④ロシア連邦政府、⑤ロシア連邦の構成主体⁽¹⁸⁰⁾の立法 (代表) 機関、⑥上院構成員の5分の1以上の集団又は⑦下院議員の5分の1以上の集団が有する。

憲法改正の手續・要件は、その内容によって異なる。

(1) 第1編第3～8章の改正手續

第1編の第3章「連邦構造」、第4章「ロシア連邦大統領」、第5章「連邦議会」、第6章「ロシア連邦政府」、第7章「司法権及び検察」及び第8章「地方自治」の改正手續は、①国会における議決要件の加重、②支邦 (連邦の構成主体) の通常の立法機関による承認を特徴とする。すなわち、これらの規定の改正は、連邦憲法法律⁽¹⁸¹⁾の採択のために定められた手續で採択さ

175) 1917年の第18修正以来、幾つかの修正を除き承認期限が付されており、その場合7年とするのが通例である (第20～22修正等参照)。*ibid.*, pp.CRS-1-CRS-2. このような期限を付することに関し、*Dillon v. Gloss* 連邦最高裁判所判決 (256 U.S. 368 (1921)) は、連邦議会による発議と州の承認は一連の手續であり両者の間に長期間の間隔が開くべきでないこと、州の承認は比較的同じ時期に全ての部門の人民の意思を反映するように十分に同時代的でなければならないことなどを理由として、第18修正の承認について設定された7年の期限は合理的であると判示した。また、*Coleman v. Miller* 連邦最高裁判所判決 (307 U.S. 433 (1939)) は、具体的にどの程度の期限が合理的であるかの判断は政治的、社会的及び経済的な諸条件を勘案して連邦議会が決定すべき政治的な問題であって司法審査にはなじまない旨を判示した。

176) 日本国憲法第96条第2項の「この憲法と一体を成すものとして」という文言はアメリカ合衆国憲法第5条の「この憲法の一部として」という文言に由来するとされることから、日本国憲法の改正方式としてアメリカ合衆国憲法流の増補方式 (前掲注166参照) が予定されているのではないかという議論があることは、I 1(3)(i)で述べたとおりであるが、同憲法の改正が増補方式で行われているのは、1789年に第1連邦議会が「権利章典」と呼ばれる第1～10修正を含む憲法改正を発議するに当たって当該方式を採用したのが特段疑問視されることなく前例として踏襲されてきたものであって、第5条の文言から直接導き出されるわけではないと解されている。実際、アメリカ合衆国憲法の成立に指導的な役割を果たしたジェイムズ・マディソン (James Madison) は、第1連邦議会において溶け込み方式による憲法改正を主張し、増補方式を主張するロジャー・シャーマン (Roger Sherman) との間で論争が交わされた。同議会において増補方式が採用されるに至った様々な要因を考察するものとして、Mehrdad Payandeh, “Constitutional Aesthetics: Appending Amendments to the United States Constitution,” *Brigham Young University Journal of Public Law*, 25 (1), July 2010, pp.87-130. <<http://digitalcommons.law.byu.edu/jpl/vol25/iss1/4/>> 等参照。

177) 国立公文書記録管理院長の役割とされたのは1985年4月からであり、それ以前は共通役務庁長官 (Administrator of General Services) の、更にその前は國務長官 (Secretary of State) の役割とされていた。憲法改正の公示は、連邦政府公報 (Federal Register) において行われ、合衆国法律集 (United States Statutes at Large) にも登載される。合衆国法典第1編第106b条を根拠として、国立公文書記録管理院長は、州による憲法改正の承認プロセスを管理する責任を負い、連邦議会から送付を受けた憲法改正案の各州への送付、憲法改正を承認した州からの承認文書の受領等を行うこととされているが、承認プロセスの詳細について定めた規定はなく、従前からの手續や慣例によっている。なお、実務の多くは、国立公文書記録管理院の連邦官報部において処理される。 (“The Constitutional Amendment Process,” *Federal Register*. 米国立公文書記録管理院ウェブサイト <<http://www.archives.gov/federal-register/constitution/>> 等参照)

178) 連邦院 (「連邦会議」とも訳される。) は、各ロシア連邦構成主体 (後掲注180参照) からの2人ずつの代表者によって構成される (第95条第2項)。

179) 国家院 (「国家会議」、「ドゥーマ」とも訳される。) は、4年の任期で選挙される450人の議員によって構成される (第95条第3項及び第96条第1項)。具体的な選挙の手續については、連邦法律の定めるところによる (第96条第2項)。

180) 構成主体とは、ロシア連邦を構成する①共和国 (22)、②地方 (クライ) (9)、③州 (46)、④連邦的意義を有する都市 (3)、⑤自治州 (1) 及び⑥自治管区 (4) を意味する (第65条第1項)。(括弧内の数字は、各構成主体の数を示す。)

れた後、ロシア連邦の構成主体の3分の2以上の立法機関の承認を得る必要がある⁽¹⁸²⁾(第136条)。

連邦憲法法律の採択には、上院の構成員総数の4分の3以上の多数及び下院議員総数の3分の2以上の多数の賛成が必要とされており(第108条第2項)、通常法律よりも議決要件が加重されている⁽¹⁸³⁾。

なお、連邦憲法法律が採択された場合には14日以内に連邦大統領による署名及び公布が行われる旨が定められている(第108条第2項)のに対し、第136条はこのような手続を明記していないが、この点については、「ロシア連邦憲法の改正の採択及び施行の手続に関する1998年3月4日連邦法律」により、憲法改正について構成主体の3分の2以上の立法機関の承認が得られたことを確認した上院から憲法改正法律の送付を受けた連邦大統領は、14日以内に署名及び公布を行うこととされている⁽¹⁸⁴⁾。

(2) 第1編第1章、第2章及び第9章の改正手続

第1編の第1章「憲法体制の原理」、第2章「人及び市民の権利及び自由」及び第9章「憲法の改正」の改正手続は、①特別の議決機関の議決、②当然・選択・決定型の国民投票を特徴とする。すなわち、これらの規定は連邦議会が改正することはできないこととされ、その改正の提案が上院の構成員及び下院議員の総数の5分の3⁽¹⁸⁵⁾によって支持された場合には、憲法制定議会が招集される。同議会は、憲法改正を行わないことを決定するか、又は新しい憲法案を作成する。新憲法案は、憲法制定議会により構成員総数の3分の2の多数によって採択されるか、又は国民投票に付される。後者の場合、有権者の過半数が投票に参加し、かつ、投票に参加した有権者の過半数が賛成したときに、採択されたものとみなされる。(第135条)このように、これらの章の規定の改正は、新憲法の制定によってのみ可能とされている⁽¹⁸⁶⁾。

なお、憲法制定議会については連邦憲法法律で定めることとされている(第135条第2項)が、これまでのところ整備されておらず、新憲法案が国民投票に付される場合の議決要件等改正手続の詳細は不明である⁽¹⁸⁷⁾。

(3) 第65条の改正手続

ロシア連邦の構成主体を列記している第65条は第1編第3章に位置するが、同条の改正は、

¹⁸¹⁾ 連邦憲法法律とは、連邦法律とともに連邦の専属的な管轄事項について定める立法形式の一つであり、連邦の全域にわたって直接適用される(第76条第1項)。連邦憲法法律は、憲法で明記された(重要)事項について制定され(第108条第1項)、連邦法律よりも上位の効力を有する(第76条第3項)。

¹⁸²⁾ 現在ロシア連邦の構成主体は85あるので、57以上の構成主体の立法機関の承認が必要となる。

¹⁸³⁾ 通常連邦法律の議決要件は、下院議員総数の過半数の賛成及び上院構成員総数の過半数の賛成とされる(第105条第2項及び第4項)。

¹⁸⁴⁾ William E. Butler, *Russian law*, 3rd ed., New York: Oxford University Press, 2009, pp.377-378 参照。

¹⁸⁵⁾ ロシア連邦憲法裁判所が1995年4月12日に示した解釈によれば、「上院の構成員及び下院議員の総数の5分の3」は、両議院の投票を合算するのではなく、上下両議院それぞれに算出すべきであり、また、各議院の構成員又は議員の「総数」とは、実際に選挙された数ではなく憲法に規定する数を意味する(Ger P. van den Berg, comp., "Constitution of the Russian Federation annotated with summaries of rulings and other decisions of Constitutional (Charter) Courts: 1990-2001," *Review of Central and East European Law*, vol. 27 no.2/3, 2002, p.223 参照)。

¹⁸⁶⁾ Irina Bogdanovskaia and Tatiana Vassilieva, *Russia* (International Encyclopedia of Laws: Constitutional Law), Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International, 2011 (加除式), p.49 参照。

¹⁸⁷⁾ Jane Henderson, *The constitution of the Russian Federation: a contextual analysis*, Oxford; Portland: Hart, 2011, p.102 は、連邦憲法法律が整備されるのはこれらの章の規定の改正が目指されるときではないかとする。

(1)で記した手順によるのではなく、新しい構成主体の加入・設置又は既存の構成主体の憲法上・法律上の地位の変更に関する連邦憲法法律の採択（(1)参照）によって行われる（第137条第1項）。すなわち、国会における議決要件が加重されている点が改正手続の特徴である。

なお、第65条は連邦の構成主体を具体名を挙げて列記しているため、各構成主体が単に名称を変更した場合であっても同条の改正が必要となる（第137条第2項）が、実務上は連邦大統領令によって行われている⁽¹⁸⁸⁾。

おわりに

本稿で取り上げた各国の憲法改正手続の特徴を比較することができるように、それぞれの手続の概要をまとめた別表を巻末に掲げた。当該手続に基づく憲法改正の回数⁽¹⁸⁹⁾も参考までに併記してある。

なお、憲法改正手続に関して、「[憲法改正の実質上の] 難易は、手続の問題よりも、むしろその他の要因、すなわち憲法の規定が詳細か簡潔か、憲法を政府や国民がどのような規範として意識しているか、政治的・社会的変化により憲法と実際とに厳しい隔離が生じているかどうか、その空隙を埋める方法として、解釈運用の果たす役割をどう考えるか、改正を実現するに足りる政治力が存在しているかどうかなどによって決まるものであるから、きわめて総合的な角度から判断されねばならない。」といった指摘⁽¹⁹⁰⁾や「改正の形式は憲法の定める政治体制の性格によって支配される。憲法の政治的・哲学的基礎と憲法が定める改正の型との間には連帯^{ソリダリテ}が存在する。」といった指摘⁽¹⁹¹⁾があることに留意しておきたい。

これらの指摘は、憲法改正手続を考察するに当たっては、単に憲法改正の難易度を図る数量的な指標としてとらえるのではなく、各国の憲法の基本理念や全体像を踏まえた視点が大切であることを示唆するものといえるであろう。

実際、現代民主主義国家においてこのように多様な手続が見られるという事実は、憲法改正規定が一見技術的な規定であるように見えながら、実は各国の「国のかたち」の一端を示すものであることを物語っていると言っても過言ではないように思われる。

¹⁸⁸ Butler, *op.cit.* 184, p.377; 竹森正孝「ロシア連邦」初宿・辻村編 前掲注(6), p.356 参照。この点については、ロシア連邦憲法裁判所が1995年11月28日に同様の見解を示している（van den Berg, *op.cit.* 185, p.238 参照）。連邦大統領令による第65条の改正は、これまでのところ、「インゲーシ共和国」が「インゲーシェティア共和国」に改名したことに伴うもの（1996年1月9日の連邦大統領令により改正）等4回行われている。

¹⁸⁹ 本稿で取り上げたイタリア、韓国、フランス、オーストラリア、カナダ、ドイツ及び米国各国における第2次世界大戦後の憲法改正の内容を一覧したものとして、山岡規雄・元尾竜一「諸外国における戦後の憲法改正（第4版）」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』824号, 2014.4.24. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8624126_po_0824.pdf?contentNo=1> を参照。また、スイスの2004年以降の憲法改正の内容については、三輪和宏・山岡規雄「諸外国の国民投票法制及び実施例」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』650号, 2009.10.13, pp.4-6. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998427_po_0650.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> 及び山岡規雄「諸外国の国民投票法制及び実施例（第2版）」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』796号, 2013.8.1, pp.5-6. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8243531_po_0796.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> に掲げられた表を参照。これらの表は国民投票全般に関するものであるが、憲法改正国民投票についてはその旨が明記されている。

¹⁹⁰ 伊藤 前掲注(13), pp.18-19.

¹⁹¹ Georges Burdeau, *Traité de science politique, tome 3*, Paris: Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1950, p.249 参照。「制度化された憲法制定権力」の理論に基づく憲法改正の限界に関する論述の中の一節である。なお、引用は、芦部信喜『憲法制定権力』東京大学出版会, 1983, p.106 に掲げられた要約による。

参考文献

- ・ 高見勝利『憲法の改正』（調査資料 2004-1-e シリーズ憲法の論点 5）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2005.
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1001030_po_200501.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・ 棟居快行「憲法改正要件論の周辺—近時のドイツ学説を踏まえて—」『レファレンス』752号, 2013.9, pp.7-22.
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8301276_po_075201.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・ 棟居快行「ヨハネス・マーキング「継続と非継続の間—憲法改正—」（翻訳）」『レファレンス』752号, 2013.9, pp.23-38. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8301277_po_075202.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

別表 主要国の憲法改正手続の概要

【凡例】

- 国名の次の丸数字は国会の構成 (①は1院制、②は2院制) を、括弧内の年は現行憲法 (スウェーデンは統治法、カナダは1982年憲法) の制定年を示す。
- 「改正案の提出権者」は、国会における議決の対象となる憲法改正 (原) 案の提出権者を示す。
- 「国会における議決」等の欄中の「議決要件」とは、議案を可決するために必要とされる表決数をいう。
- 「国民投票」欄における用語の意味は、次のとおりである。
- ・「任意」型：憲法で定められた要求権者 (一定数の有権者や国会議員など) が実施を要求する場合に憲法改正国民投票が行われるもの
- ・「当然・必要」型：要求権者による実施の要求を要件とせずに憲法改正国民投票が行われるものであって、憲法改正の法的効果が生ずるために国民投票が必須とされるもの
- ・「当然・選択」型：憲法改正国民投票が予定されているが、憲法改正の法的効果が生ずるために他の手段 (特別の議決機関の議決など) によって代替され得るもの
- ・「決定」型：国民投票で賛成が多数を占めた場合に憲法改正が成立するもの
- ・「拒否」型：国民投票で反対が多数を占めた場合に憲法改正が成立しないもの
- 「改正回数」の欄は、当該改正手続に基づいて行われた憲法改正の回数 (2014年3月末現在) を示す。なお、スウェーデン、フランス及びオーストラリアにおいて現行憲法の制定後に憲法改正手続規定の改正が行われているが、表に記した内容に変更がないものについては改正前後の回数を通算してある。
- 「」内は、憲法上明記されていないものについて解釈・運用上の取扱いを記したものである。

1 単一国家

国名	改正内容	改正案の提出権者	国会における議決	特別の議決機関の議決	国民投票	改正回数
日本② (1946年)	区別なし	[国会議員*]	議決要件を加重 (各議院の総議員の2/3)	×	当然・必要・決定型	0回
イタリヤ② (1947年)	(1)(2)以外	[政府、国会議員、憲法的法律で定める機関・団体、国民発案]	2回の議決+議決要件を加重 (2回目の議決で各議院の総議員の過半数以上2/3未満)	×	任意・決定型 ×	1回 5回
韓国① (1987年)	(2)州の合併・新設	上記の手續に加え、関係住民の1/3以上を代表する市町村議会の要求があり、住民投票で関係住民の過半数の承認が必要	議決要件を加重 (各議院の総議員の2/3)	×	当然・必要・決定型	0回
スウェーデン① (1974年)	区別なし	[政府、国会議員]	議会の総選挙を挟んだ2回の議決	×	任意・拒否型 ×	0回 74回*2
スペイン② (1978年)	(1)(2)以外 (2)全部改正又は重要規定の改正	政府、[国会議員、議院の会派、]自治州議会	議決要件を加重 (各議院の総議員の3/5)	×	任意・決定型 ×	0回 2回
フランス② (1958年)	区別なし	首相の提案に基づく大統領 国会議員	議会の解散を挟んだ3回の議決+議決要件を加重 (1回目及び3回目の議決で各議院の総議員の2/3*)	×	当然・必要・決定型	0回
			[通常の法律と同じ]	×	当然・選択・決定型 ×	1回 21回
			[通常の法律と同じ]	×	当然・必要・決定型	0回

*1 内閣が提出権を有するかどうかについては、見解が分かれている。
 *2 4つの基本法の改正回数を合算した数。内訳は、①統治法：39回、②王位継承法：1回、③出版の自由基本法：7回、④表現の自由基本法：27回、⑤出版の自由基本法：7回 (1991年の新規制定も算入)。
 *3 2回目の議決の表決数は、上院のみ、議事規則によって加重 (総議員の過半数)。

2 連邦国家

国名	改正内容	改正案の提出権者	国会における議決	特別の議決機関の議決	国民投票	支邦の承認	改正回数
オーストラリア② (1900年)	区別なし (1) 州議会・州政府の立法権、権利・特権を減ずる改正 (2) (1)・(3)~(5)以外の事項 (3) 下院議員の定数、憲法改正手続等の重要事項 (4) 特定の州に関する規定 (5) 連邦の行政府又は各議院に関する事項((2)・(3)の手続によるべき事項以外)	[政府、国会議員] [政府、国会議員、] 州議会	議決要件を加重(各議院の総議員の過半数) 議決要件を加重(各議院の総議員の過半数) [通常の法律と同じ] [通常の法律と同じ] [通常の法律と同じ]	×	当然・必要・決定型 ×	国民投票における承認(過半数の州)*4 立法機関による承認(議決要件を加重(総議員の過半数)+2/3かつ全州人口50%以上の州) 立法機関による承認(2/3かつ全州人口50%以上の州)	8回 0回 1回
カナダ② (1982年)*5	(3) 下院議員の定数、憲法改正手続等の重要事項 (4) 特定の州に関する規定	[政府、国会議員、] 州議会	[通常の法律と同じ] [通常の法律と同じ]	×	×	立法機関による承認(全州)	0回 0回
スイス② (1999年)	一部改正 全部改正	[国会議員、議院の会派、委員会、州、連邦政府] 国民発案 [国会議員、議院の会派、委員会、州、連邦政府] 国民発案	[通常の法律と同じ]*6 [通常の法律と同じ]*6 [通常の法律と同じ]	×	当然・必要・決定型 当然・必要・決定型*7	国民投票における承認(過半数の州)	11回 11回*10
ドイツ② (1949年)	区別なし	[連邦政府、下院議員団、上院] [国会議員]	議決要件を加重(下院議員の2/3+上院の表決の2/3) 議決要件を加重(各議院の2/3)	×	×	国民投票における承認(過半数の州)	59回
米② (1788年)	改正内容にかかわらず、右の4方式のいずれかを選択		×	2/3の州議会の要求による憲法会議	×	立法機関による承認 特別の機関による承認 立法機関による承認 特別の機関による承認	17回 1回 0回 0回
ロシア② (1993年)	第1編第1章(憲法体制の諸原則)・第2章(人・市民の権利・自由)・第9章(憲法改正)の改正 第1編第3~8章(第65条を除く。)の改正 第65条(連邦の構成主体)の改正	連邦大統領、国会の各議院、連邦政府、連邦構成主体の立法(代表)機関、国会の各議院の1/5以上の議員、構成員	×	憲法制定議会(議決要件未定)*11 憲法制定議会(総議員の2/3以上の多数)*11	当然・選択・決定型*11 ×	立法機関による承認(全連邦構成主体の2/3)	— 3回 6回

*4 州が国会に選出する議員数の削減又は州の境界の変更に関わる改正については、当該改正の対象となる州の承認(当該州における国民投票での賛成多数)も必要。

*5 州憲法の改正手続については、省略した。

*6 予備的国民投票で憲法改正手続の継続が承認された場合(*7及び*8参照)などには、議決回数が加重される。

*7 一般的な提案の形式による国民投票を国会が拒否した場合、一部改正手続を継続することへの賛否を問う国民投票(予備的国民投票)が実施される。賛成が多数を占めた場合、国会の選挙が行われる。

*8 両議院の議決結果が異なる場合、全部改正手続を継続することへの賛否を問う国民投票(予備的国民投票)が実施される。賛成が多数を占めた場合、国会の選挙が行われる。

*9 最初に全部改正手続を継続することへの賛否を問う国民投票(予備的国民投票)が実施される。賛成が多数を占めた場合、国会の選挙が行われる。

*10 国民発案に対する国会の対案による改正を含む。

*11 下院議員及び上院の構成員の総数の5分の3が憲法改正を支持した場合に召集される憲法制定議会が作成した新憲法案を対象とする。

(出典) 筆者作成。

「基本情報シリーズ」

既刊

⑦各国憲法集(1) スウェーデン憲法	2012年 1月
⑧各国憲法集(2) アイルランド憲法	2012年 3月
⑨各国憲法集(3) オーストリア憲法	2012年 3月
⑩各国憲法集(4) カナダ憲法	2012年 3月
⑪各国憲法集(5) ギリシャ憲法	2013年 2月
⑫各国憲法集(6) スイス憲法	2013年 3月
⑬各国憲法集(7) オランダ憲法	2013年 3月
⑭わが国が未批准の国際条約一覧 (2013年1月現在)	2013年 3月
⑮各国憲法集(8) ポルトガル憲法	2014年 2月

調査資料 2014-1-a
基本情報シリーズ⑩

主要国の憲法改正手続

平成 26 年 8 月 19 日発行
ISBN 978-4-87582-764-1

国立国会図書館調査及び立法考査局
〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1
電話 03(3581)2331
bureau@ndl.go.jp

*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>
トップ>国会関連情報>調査資料>2014年刊行分

Constitutional amendment procedures in selected countries

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research
Materials
2014-1-a

ISBN 978-4-87582-764-1

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。